

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和6年9月17日（火）午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番 宮 崎 雅 薫 君	2 番 河 島 紀美恵 君
3 番 大 川 勝 弘 君	4 番 篠 原 峰 子 君
5 番 杉 本 憲 也 君	6 番 重 岡 秀 子 君

○出席議員 9名

議 長 中 島 弘 道 君	副議長 青 木 敬 博 君
議 員 犬 飼 このり 君	議 員 田久保 眞 紀 君
〃 虫 明 弘 雄 君	〃 村 上 祥 平 君
〃 鈴 木 絢 子 君	〃 長 沢 正 君
〃 竹 本 力 哉 君	

○説明のため出席した者 12名

副 市 長 岸 弘 美 君	
健 康 福 祉 部 長 松 下 義 己 君	
健康福祉部社会福祉課長 石 川 秀 大 君	
同 高 齢 者 福 祉 課 長 齋 藤 修 君	
同 子 育 て 支 援 課 長 石 井 弘 樹 君	
同 健 康 推 進 課 長 大 川 貴 生 君	
教 育 長 高 橋 雄 幸 君	
教育委員会事務局教育部長 浜 野 義 則 君	
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長 杉 山 宏 生 君	
同 教 育 指 導 課 長 森 田 ま り 君	
同 幼 児 教 育 課 長 鈴 木 慎 一 君	
同 生 涯 学 習 課 長 山 下 匡 弘 君	

○出席議会事務局職員 4名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
係 長 福 王 雅 士	主 事 高 橋 綾

○会議に付した事件

1 市議第24号 令和6年度伊東市一般会計補正予算（第3号）歳出所管部分

- 2 市認第10号 令和5年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 市認第12号 令和5年度伊東市病院事業会計決算
- 4 市認第 5号 令和5年度伊東市一般会計歳入歳出決算歳出所管部分

○会議の経過概要

○委員長（篠原峰子君）開会する。

○委員長（篠原峰子君）暫時休憩する。

午前10時 休憩

午前10時 再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

この際、お諮りする。〇〇〇〇氏から傍聴の申入れがあるので、これを許可したいと思う。
これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午前10時 1分休憩

午前10時 1分再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（篠原峰子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たって、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようにお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いする。

○委員長（篠原峰子君）日程第1、市議第24号 令和6年度伊東市一般会計補正予算（第3

号) 歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。まず、第2款総務費第1項総務管理第17目コミュニティ振興費について質疑を行う。事項別明細書は11ページ及び12ページである。発言を許す。

○5番(杉本憲也君) 事項別明細書12ページの空調設備改修工事請負費に関して伺う。今回、八幡野コミセンで実施するということであるが、市内の各コミセンも大分老朽化が進んでおり、コミセンの更新に関して、今回、八幡野コミセンが選ばれたわけであるが、全体の空調の更新計画は本市の中でどのように描かれていて、今回、八幡野コミセンの改修に至ったのか、今後の全体のスケジュールも含めて伺う。

○生涯学習課長(山下匡弘君) 市内各コミセンの空調設備については、諸室への予約の影響を最小限にするために速やかな対応が必要であるので、工事着手まで時間を要する大規模修繕ではなくて迅速に復旧できる部分修繕で対応してきた。このため、現時点では空調設備更新の全体計画は立てていないが、従来の部分修繕と大規模修繕がコミセンの運営に影響を与えるメリット、デメリットを考慮しながら設備の更新を検討していきたいと考えている。

○5番(杉本憲也君) ぜひ全体計画をお願いしたいが、今回の八幡野コミセンの改修に関して、宇佐美コミセンなんかであると、部分改修が進み過ぎてしまった結果、各部屋ごとにリモコンでの操作になってしまって、事務室がリモコンだけで、どれがどの部屋か分からないぐらいな感じになってしまって、かなり不便な状況である。今回の八幡野コミセンの改修は、そういったリモコンを各部屋で使わなければいけないというのではなくて、ある程度、集中的な管理が可能になるのか。

○生涯学習課長(山下匡弘君) 今回、八幡野コミセン諸室というより1階ロビーであるので、事務室で集中管理を行うことになるので、事務室の壁にリモコンがついて、消したり、つけたりする修理を予定している。

○委員長(篠原峰子君) ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(篠原峰子君) 質疑なしと認める。

次に、第3款民生費について質疑を行う。事項別明細書は13ページからになる。発言を許す。

○6番(重岡秀子君) 16ページに放課後児童健全育成事業の委託料が326万円ということになっていて、この前の説明では、その下の子ども子育て支援システム改修委託料に関係があると理解したが、この辺の関係性はどうなのか。もう一つ、同じような問題で、16から17ページにかけて生活保護総務費の中でも、生活保護システム改修委託料で、これはシステムの改

修であるが、その制度の内容、どういう内容でシステム改修が必要になったのか。似た質問なので、併せて伺う。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）それでは、私のほうから、まず、放課後児童健全育成事業の委託料と子ども子育て支援システム改修委託料との関係についてお答えする。今回、まず、放課後児童健全育成事業の委託料の補正予算については、国の公定価格、いわゆる給付費の全体的な価格の単価が上がったことが主な原因となっており、基本単価の増に伴う委託料の増額となっている。一方、子ども子育て支援システム改修委託料は、今年度から始まった保育士の配置基準の変更に伴い、4歳児、5歳児の配置をこれまでの30対1から25対1、今、経過措置の期間であるので、経過措置の期間で国の25対1にしたところについては、加配という形で給付を少し上げている中でのシステム改修ということで、この2つについて関連は一切ないということになっている。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）引き続き、生活保護システム改修の件であるが、こちらについては制度改正によるものとなっており、その制度改正の内容については、進学準備給付金の制度改正及び就労自立給付金のインセンティブ強化のための改正ということで国からの通知により改修することになっている。

○**5番**（杉本憲也君）事項別明細書の14ページ等になるが、ここでまとめて伺いたいのが、国庫支出金の返還金や県支出金の返還金がかなり計上されており、この返還事務の効率化がどうなっているのかという観点で伺うが、こうして計上されている節ごとにいろいろな返還金があるが、返すときは国とか県に返す金融機関の口座は一緒なのか。それとも、それぞれの事業別に違う口座に振り込んだりしなければならないのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）国庫及び県費とも、おおむね事業ごとの交付決定がなされる。同時に納入通知書が送られてくるので、その納入通知書ごとの支払いとなっている。また、支払い先は、国庫、県費ともに静岡県に返還となっている。

○**5番**（杉本憲也君）通知書で送られてくるので、それに書いてあるということであるが、それは各課担当の方がそれぞれの通知書ごとに行うのか、それとも会計課のほうに全部流して、会計課で後でまとめて一気に振り込んだりするのか、その辺はどのような手続になっているか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）返還についての決裁処理については、各担当課ごとに行い、それが会計課のほうに行って、会計課で支払いをしている。どのタイミングで会計課が支払いをしているかは存じ上げていないが、そういった形になっている。

○**6番**（重岡秀子君）先ほど聞きそびれたが、生活保護のほうの制度改正は2つあったが、その2つは、現在ある制度なのか、その制度が拡充されたのか、説明願う。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）制度の改正については、今あるものがさらに強化されるような形

になっている。1つ目の進学準備給付金については、目的として、被保護世帯の子供が高校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うということで、例えば10万円の給付であつたりということになっている。もう一つ、就労自立のインセンティブとしては、就労自立給付金の算定方法の強化ということになり、今も就労自立給付金を行っているが、その上限が少し上がるという形になっている。

○6番（重岡秀子君）その就労のほうであるが、生活保護の人が就労しながらもらっている場合もある。その働いている人が生活保護をもらった場合に、全額収入ではなくて認められている部分がある。そういう問題なのか、その辺を詳しく教えていただきたい。

○社会福祉課長（石川秀大君）就労自立給付金については、就労の収入が増えて生活保護が廃止となった方々に対して一時金という形で給付金が支払われる。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費について質疑を行う。事項別明細書は17ページ及び18ページである。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）18ページの予防接種事業の中で、新型コロナウイルスワクチン接種委託料は10月からの接種の対象者は65歳以上だと思うが、気になるのは、18の負担金補助及び交付金で予防接種健康被害給付金が1,737万8,000円あるということで、私も今まで予防接種健康被害給付金のことについてはあまり知らなかったが、実は決算のほうでも、1件か2件か分からないが、決算の審議は後になるが、5年度決算の中でも既に出されている。議場での説明では、この1,737万8,000円については、2件の申請が受理されたということで、さらに2件申請が出ているという説明があつたが、その2件の申請が認められたということ、その2件に対しての1,737万8,000円という理解でいいのか。

○健康推進課長（大川貴生君）今回の9月補正に計上させていただいた予防接種健康被害給付金の状況であるが、こちらについては、特例臨時接種として実施した新型コロナワクチン接種による健康被害として、厚生労働大臣の認定を受け、令和5年度に支給決定した方の医療費2万3,000円、医療手当が90万4,000円、それと令和6年度になって支給決定した方の介護加算を加えた障害年金が1,645万1,000円、お二方分の給付金として合わせて1,737万8,000円を今回の補正として計上した。

○6番（重岡秀子君）健康被害給付金という制度があつて、このように本市でもそれを申請して、受け取る人がいるということは、今までワクチンに対する副反応がはっきり言われてこなかった中で、現実にかつてこういうことがあつたという1つの実感になるが、厚生労働省の資料を調べて

みると、この間、県内でも72人か73人の方が亡くなっている。厚生労働省の最近の資料では、9月にこのワクチンで亡くなった方の申請件数は99件で、それが認められたのが59件ということも厚生労働省の資料にはある。本市の場合には、今の説明を聞くと、亡くなったというわけではないが、1人は障害年金を頂くことになったということで、厚生労働省の資料の中にも、障害年金の補償が出たということが幾つか書かれているが、障害年金が出たということは障害が残ってしまったということだと思うが、個人情報にあまり関わらないところで、本市の場合、2名だということであるが、大体どのような症状というか、障害について出されるのか。大ざっぱで結構なので、説明願う。

○**健康推進課長**（大川貴生君）過去の症例に関する部分については、その人の症例になるので、その説明については差し控える。ただ、コロナワクチン接種の健康被害の事例としては、当初、アナフィラキシーなどのアレルギー反応が見受けられるが、個々それぞれどういう症状が出て、どういう認定がされているかは、本当にいろいろな症状が出ていると見受けられるので、一概にこういう症状だから認定できるという形ではないと認識している。

○**6番**（重岡秀子君）ただ、この間の説明の認識では、窓口は市に申請するというのでいいのか、その辺がはっきりしなかったが、厚生労働省のほうは、診断書とかがなくても、その申請ができるということだったが、この前、医師会に伺って、医師会の事務局の方と話したが、例えば自分がもし副反応で補償の対象になると思ったときに、本市が窓口になっているのは分かるが、その前にどうすればいいのかということが市民にはあまり知らされていないと思うが、その辺のことはいかがか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まず、市が救済制度の申請の窓口になるという説明をする。申請を希望する方が見えた際には、制度の説明であったり、申請書の様式、あとは必要な資料等の話をさせていただきながら、申請に向けての手順等の確認をして、まずは本人がどういう病歴があるとか、いつ頃、受診したのかという話もじっくり聞かせていただきながら、申請に向けてできる限りのアドバイスをし、申請の受付まで対応するような形で、そこは本人が一番、接種をして健康被害が出ている部分もあるので、できる限り寄り添った形で、申請受理ができるような形を取りたいということで対応しているところである。あと、医療機関に対しても、医療機関ごとで救済制度の説明をとというのは、なかなかできないというのと、いずれにしても、受付として市で対応する部分が出てくるので、医療機関のほうには改めて救済制度に関しては市が窓口になっているということを案内していくような形で、これからも協力をお願いしながら周知していきたいと考えている。

○**6番**（重岡秀子君）先ほど私が聞いたのは、自分が心配だったら、市に申請窓口があるから相談に来ればいいのかということで、そのときに医者判断とか、こういう条件というのはなくて、

とにかく本市としては基準はないのか。相談に来たときに、例えば条件なしで申請ができるということなのか、その辺がはっきりしないが、いかがか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まず、その方の症状が今回のコロナワクチン接種によるものであるかどうかという認定に関しては、市のほうで権限はないので、あくまでも申請書を確認した上で、国のほうで認定される形にはなるので、市の窓口としては、求められている申請書類、添付書類、そういうものがそろっているかというところを重点に確認しながら、受理していくという形を取っている。本人が認められるかどうかは、市の立場としては伝えないので、それでも申請をされるということであれば、必要な書類を整えて、申請に向けての手伝いをしていくという形になる。

○**6番**（重岡秀子君）多分、私が聞き漏らしていると思うが、本会議で申請の窓口が市ということとは分かったが、こういう制度ができて、そして、市が申請窓口になる。例えば申請書というのは、ホームページに載せて、ダウンロードできるということであるが、既に載せてあるのか、それとも、これから広報するのか。今、申請を出している方はどういう形でそれを知ったのか、分かったら教えていただきたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）救済制度の周知に関しては、既にコロナワクチン接種が始まったときのチラシ等の中に健康被害救済制度というものがあるというのは掲載しながら、これまでの特例臨時接種の際には、予診票とチラシ、接種案内も含めて、その都度、対象者の方々に送付していたので、そのような中で紹介させていただいた。申請書とか詳細なものについては、ホームページのほうでも、その当時から掲載しているので、それは今後も引き続き掲載していくような形で考えている。

○**6番**（重岡秀子君）私も何回か受けたが、そのときには、全国でもあまり副反応ということは意識されていなかったように思う。今度、10月から65歳以上、これは任意なので、この前みたいな集団接種ではないということであるが、こういう動きで副反応については再度もう少し丁寧に知らせる必要があると思うが、もしこれを65歳以上で受けられる方、あと、60歳から64歳でも、特別いろいろな既往症などがある方は受けられることになっている。その方たちには改めて知らせていただきたいと思うが、その辺はいかがか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）この10月から始まる予定となっている定期接種の開催に向けて周知ということであるが、対応としては、まず、副反応や健康被害救済制度については、市のホームページや広報という10月号でも取り上げる予定をしている。さらに、接種時に配付する予防接種についての説明書を接種のときに医療機関との予診のやり取りの際に配っていただけるように医療機関に配付しているが、その記載の中でも副反応について触れているような形で、目に留まるような形が取れないかということで周知している。あと、接種に関しては、あ

くまでも義務ではなくて、本人が希望する場合のみ接種するということで、本人が接種を希望しているかどうかというのを予診票でも確認するとともに、そういうワクチン接種、予防接種であるということをホームページや広報の中でも触れながら、対応していきたいと考えている。

○ **6 番**（重岡秀子君）あと、少し心配なのは、接種はいろいろな医療機関でやと思う。そういう市のホームページを見たりして、受けるほうは自分のかかりつけ医などに接種してもらうのだったら、当然そこで質問とかもする場合があると思うが、医師会のほうは伊東市が申請窓口になっているからということで、かなり先生によって、このことにすごく敏感に考えている先生と、ほとんど市任せというか、市が宣伝してくれるからいいやということになっている方もいると思うので、市が申請窓口になって、今お話しになったようなことについて、医師会とも連携をぜひ取っていただけたらありがたいと思う。犬飼議員と先日、医師会の事務局の方と話したら、市議会でそういうことが問題になっているので、その資料とか、今度、月初めに医師会の会合があるので、そこでそういうことも知らせておくと言ってくれた。肝心の医者の方々が副反応についてのことはかなり個人差があって、全体としてはあまり患者の相談に乗るという感じではないので、その辺はお願いしたい。厚生労働省の中のワクチンの副反応についても、学識経験者会議みたいな中では、もちろん効果もあって、このワクチンを打つことによって重症化を防げたという数字もあるので、一方的なことだけではあれであるが、もう一つ、大事なのは、10月から打つワクチンの種類もまだ本市でははっきりしないような話であった。その辺の情報はるか。

○ **健康推進課長**（大川貴生君）8月以降の国のほうの審議会である程度方向性が示されるということで伺っている。国の方針としては、薬事承認、まず、オミクロン株のJN.1に対応できるワクチンで薬事承認されたワクチンが利用されるという大枠の説明はいただいているが、最終的には今後決定して示すということで、今月中には、また改めて、それについての国の説明会が予定されていると伺っているので、それらの内容を確認して、また改めて医師会を通じて、そのようなお知らせはしていきたいと考えている。

○ **6 番**（重岡秀子君）私たちも、これに対しては正しい知識がほとんどない。ただ、9月12日に初めてレプリコンワクチンが承認されたばかりで、これは多分、本市では使われないのではないかと医師会事務局の方からあったが、新しく承認されたレプリコンワクチンは日本が初めて使うようなワクチンで、いろいろな実験というか、それも不十分なようなので、そういうことについても、ぜひ医師会に連絡できたら、どのワクチンを使うかということも広報していただきたいということも伝えていただければありがたい。

○ **3 番**（大川勝弘君）私もワクチンの件で伺いたいですが、大体内容は重岡委員が聞かれたので、入り口のほうに戻るような質疑になるが、議場で、65歳以上の方が任意で、実質1万5,30

0円、自己負担2,200円という形で聞いているが、補助が単純計算でいくと1万3,100円と思うが、この予算に対して単純計算すると9,000人規模の想定でよいのかどうか。また、ワクチンの種類があると思うが、全てのワクチンの金額がそれでいいのかどうか。また、9,000人かどうか分からないが、それを打つのに対応してくれる病院の数、ワクチンが打てる病院の数の確認をしたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まず、ワクチン接種に関する費用の質疑であるが、当初予算で計上させていただいたときには、大体7,000円程度の接種費用だということで国から示されていたが、その後、1万5,300円程度になるということで、ワクチンの単価が上がったということで変更があった。その差額が8,300円になるが、それについては、今回、歳入のほうでも補正を計上しているが、個々の補助金で1件当たり8,300円の差額に見合った補助がされるということで、併せて歳入で計上している状況である。残りの市の負担分の中の割合をインフルエンザとか高齢者肺炎球菌と同程度の3割程度負担というところを見定めながら、今回、2,200円の自己負担分という形で計上した。それに基づいて、接種の対象者数としては、インフルエンザの接種予定と同程度の方の接種が見込まれるだろうということで、現在、1万3,600人程度を見込んだ形で補正予算は計上している。あと、今回実施していただける市内医療機関の件数であるが、市内の医療機関については、23の医療機関がこれまでもコロナワクチン接種を実施していただいた医療機関になるが、その医療機関のほうで実施していただけるということで確認しており、こちらの周知については、広報いとうのほうでも掲載して、皆様にお知らせをする。あと、ホームページのほうにも掲載しながら周知していきたいと考えている。

○**5番**（杉本憲也君）同じく18ページに関して、予防接種事業として有益な事業ということで市がやられるに当たっては、先ほど来議論になっている、補償を確実にして、万が一の健康被害発生は確実にここでカバーできるという取組が本市として重要かと思う。

その観点で伺いたい。事情等、先ほどもいろいろご説明があったが、この制度を周知するための予算はどこで捻出されて、その経費は全て国・県の支出金で市の負担はないのか。

いろいろ具体的な周知策等は議場でおっしゃられたが、こういったものを申請される方は体調が悪い方が非常に多いので、その方がいかに負担なく、確実に申請するために市が寄り添えるかが問われているかと思うが、そういった工夫についてはどのような取組を考えられているか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まず、今回の予防接種健康被害給付金の財源としては、令和5年度までの特例臨時接種による給付金となるので、そちらについては全額、国庫負担金で賄われる形になる。周知についての費用は計上していないが、周知の方法としては、先ほどもお話を

させていただいたとおり、市のホームページ、広報いとう10月号への掲載等でお知らせしながら、医療機関においても必要に応じて、先ほどの救済制度の窓口が市であるということを紹介してもらうなどの協力をいただけるように、周知に向けて取り組んでいきたいと考えている。

担当側としては、これまでも接種後に体調がよくないなどの相談を受けた際に、本人の申請の希望がある、ないにかかわらず、そういう救済制度があると紹介させていただくことも行っていた。救済制度を希望する方は、委員おっしゃるとおり、通院をされているさなかであったりとかするので、制度の概要や申請に必要な受診証明、添付資料の説明をする中で一人一人、それぞれ状況も異なるので、まずその方の状況をこちらでもよく聞かせていただいて確認をしながら、申請がスムーズに行えるように対応していたので、今後も引き続き申請を希望する方にこちらからも連絡を取ったり、こちらに赴くことが難しい場合には、例えば通院の際、医療機関にこういうのを求めているという形で若干時間はかかるかもしれないが、そういうものを問いながら丁寧に対応してまいりたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）周知に関しては、そこでやっていただくということであるが、自分でホームページにしろ、広報いとうにしろ、見に行かないとなかなか取りに行けない情報であったりという中では、近所の人、地域でそういった方が支えていくことが重要かと思う。そうすると、身近な存在として民生委員であるとか、介護されているヘルパーの方であるとか、あとは町内会の役員の皆さんが、こういう制度があると知っていることによって、体調が悪そうな方がいたら、こういう制度があると周知していくこともすごく重要かと思うが、そういった方々へのこういった制度の情報提供は予定されているか。

○健康推進課長（大川貴生君）本年度の接種期間としては10月1日から年度末までと計画しており、まだ半年あるので、今、ご意見をいただいた保健委員等へのお知らせという形については、また改めて検討させていただきたい。

○5番（杉本憲也君）ぜひお願いしたい。やはり市民の皆さんからしても、本市でこれだけ給付金に関して申請が行われているという情報を逐一提供することによって、より申請しやすい環境がつくられるのではないかと思うが、本市での申請受付状況に関して、今後ホームページ等で公表を随時していく考えはあるか。

○健康推進課長（大川貴生君）現時点では、まだ申請件数もそれほど多くないところもあり、ホームページ等の掲載はしていないが、県としては、国の申請件数であったり、静岡県全体の申請件数はホームページのほうで掲載されているので、そういうところとリンクしながら、こういう実績だとお伝えできるような形を取りたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）県全体、そして本市での状況がどうかということは、逐一市民の皆さんに

お知らせすることで申請しやすい環境になろうかと思うのでぜひともお願いしたい。

受け付けられた申請に関してであるが、お医者さん5人による委員会が開かれて、そこで次に進むとのことであるが、この委員会の開催頻度がどの程度あって、これに関連する委員報酬等の予算はどこに計上されているのか。また、申請されてから実際に認められて給付されるまでのスケジュールはどういった状況が予定されているのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）申請を受けてから市で開催する予防接種健康被害調査委員会については、予防接種健康被害調査委員会設置要綱に基づいて医師5人に委員をお願いし、従事していただいている。その内訳としては、自治体からの推薦で3人、専門医師として静岡県から推薦していただいた医師、熱海保健所長の計5名の委員の方々に、主に申請の内容等について医学的見地からご意見をいただくという形で調査していただいている。開催頻度については、設置要綱に基づいて、申請があったタイミングで開催するという形になっている。

今回のコロナワクチン接種の期間中については、常時ワクチン接種が続いていたので、接種期間中は同じ委員の先生方に就任していただくという形で設置要綱の見直しをして、3月31日までは同じ先生方で、これまで3回開催している。令和3年度に1回、令和4年度に1回、令和5年度に1回、それぞれ1回ずつで、令和5年度については、同じタイミングで二人の方の申請があったので、そのときだけはお二人の方についてのご意見を頂戴したという形でこれまで開催している。

申請から決定までのスケジュールについては、1年以内の方もいれば、2年を待っても、なかなか結果が出てこない、こちらに到達しないというケースもあり、実際に定められた期間の中で決定が市に戻ってくるというのがなかなか読めなくて、どれぐらいかかるかは国の審査会での結果を待つ形になろうかと思うので、具体的にスケジュールがお示しできないというのが今の状況である。

○**5番**（杉本憲也君）委員会の予算についてはどうか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）委員会の予算については、令和5年度は報償費等で計上している。

○**5番**（杉本憲也君）報償費で計上しているとのことで、今回はこの中では報償費が上がってないので、当初の年度予算で対応されるということでよいか分からない。2年たっても返事が来ないとのことであるが、国が示している、この給付にかかる標準処理期間はどれぐらいと定められているのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）6年度の報償費に関しては、今後、申請が出て委員会を開く必要が生じた際には内部流用しながら対応しつつ補正予算等で対応してまいりたいと考えている。国のほうも、どれぐらいのスケジュールで示されているかに関しては、私のほうでも把握して

いないので、今までの実績としては、やはり1年から2年5か月程度かかっている事例も伺っているのですが、状況によっては、それぐらいかかる場合もあるのかなと認識しているところである。

- 5番（杉本憲也君）申請してからかなり長い期間かかるということであるが、その間、こういった方々に対してのサポートを市で何かされているとか、市がその方々を支えているという取組はあるか。

もう1点、必要があれば随時補正をとることであるが、今年度、委員会を1回開催するだけの予算は既に確保されているかどうか。

2点お願いする。

- 健康推進課長（大川貴生君）まず、6年度の委員会に関する経費については、開催の予定はまだないので、現時点では報償費等の計上はしていない。申請期間中の申請者に対しての支援であるが、本人もいつ頃結果が出るのかを結構不安に思っていることもあるので、随時連絡を取り合いながら、現時点でまだ申請の結果が来てないというお話をしたり、移動期間にかかっている状況の確認をしたりという形で連絡を取り合ったりというのは、これまでしていた状況である。

- 5番（杉本憲也君）長期間に及ぶので、保健委員さん、保健師さんの方々が逐一、その方々をケアしていく取組も重要かと思うので、ぜひご検討いただきたい。

必要に応じて補正を組むとのことであるが、そうすると議会上、12月か3月しかないというところで、その都度開催となると急を要することもあるかと思うので、こんなことを言ったらあれかもしれないが、予算の流用も含めながら、できれば1回分については、この時点で予算を確実に確保されることをご検討いただきたいと思うが、この点はいかがか。

- 健康推進課長（大川貴生君）委員会については、発生したら開催する形になっているので、予算内で対応できるものと考えているが、新年度の予算については検討していきたいと考えている。

- 委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は23ページ及び24ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第24号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第2、市認第10号 令和5年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。事項別明細書は362ページからになる。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）歳入でお聞きしたい。362ページ、第1号被保険者保険料で、これは高齢者の滞納処分だと思うが、収入未済額は3,744万7,860円あって、さらに375ページには滞納処分費もある。65歳以上の高齢者の被保険者保険分というのは年金から天引きされるので、あまり滞納はないと思うが、年金が少ない人が普通徴収ということで、その滞納だと思うが、そういう場合にどのような対応をしているのか。差押えはやっている市町もあると聞いたことがあるが、滞納処分についてはどのように対応しているか伺いたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険料の滞納については、ただいま委員からもあったとおり、特別徴収は年金からの天引きであるので、普通徴収の方となる。それに対しての滞納対策であるが、やはり普通徴収になる方は基本的に年金収入が少ないこともあり、差押えまでいくと生活の基盤を崩すことになってしまう。

いろいろやっているのが、まず1つは、例えば65歳に到達した方など、普通徴収が始まった方に対しては納め忘れとかで滞納が累積しないようにする。累積してしまうと、どうしても支払うのが難しくなる。定期的に納めていただけるように、特に普通徴収が始まった方には、綿密に介護保険料をこういうふうに納めていただけるとのご説明と、口座振替利用のご説明などをさせていただいている。

それから、対象になっている方に対しては督促状や催告書の送付なども行っている中、納付相談を随時行っており、所得の状況に応じて分納の相談を行うほか、滞納がもし累積してしまった場合、ご本人のほうでも介護サービスを使うときに給付制限も生じるということで注意喚起していただいて、できる限り滞納が累積していかないような形での収入未済の減少を図っているところである。

○6番（重岡秀子君）分かった。貯金等がなければ差押えできないと思う。

ただ、私も次に聞こうかと思ったが、滞納した人が現在介護サービスを受けている場合、具体的には相談した上で、もうこれからサービスを受けられないよというのか、ケース・バイ・ケースでやるのか。その辺、どういう例があるのか、詳しく教えてほしい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）滞納が累積すると給付制限といって、状態に応じて、例えば介護サービスが償還払いになる。要は1回全額支払っていただいて、そちらについて負担部分だけの支払いという形でお返しする方式や、あとは自己負担割合の引上げ、こういった措置が取られるところであるので、できる限り、そういったことに至らないように、介護サービスを利用されている方には、特に滞納が累積している分の相談とか納付の相談を行って、そこまでの累積に至らないようにしているところである。

ただ、不納欠損までいってしまうと、それは確定してしまうので、もうちょっと減らそうと思ってもどうにもならないので、不納欠損が起こる前にも不納欠損通知というものを発送して、その方に、このままであると介護サービスを使うときに自己負担割合が大きくなってしまいうということで、場合によっては欠損停止などもして、できる限りそういった形で給付制限、要は介護サービスの利用に不利が生じないように進めているところである。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。例えば年金がゼロでも、そして生活保護レベルでも介護保険料はかかってくる。たしかそういうふうに認識しているが、前に市役所の窓口で、そのとき3,000円ぐらいだったと思うが、自分は元気であるので介護保険なんて払わないとちょっと騒いだ無年金の方がいると聞いた。無年金で娘さんのところに居候していて、とてもそういうものを出せないという方もいたり、中には年金がない高齢の方もいると思うので、ぜひ丁寧な対応をしていただくようお願いする。

364ページは国庫支出金であるが、5番と6番がちょっと分からなかった。5番は保険者機能強化推進交付金で、最初1,000円で計上してあるが、調定額と収入済額が出ているので、これはどういうものかということと、6番の介護保険保険者努力支援交付金は、努力支援交付金であるので、伊東市が頑張ったら交付されるというものではないかと思うが、どういうことが評価されて努力が認められるのか。その辺についても教えてほしい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）ただいまご質疑のあった保険者機能強化推進交付金、それから保険者努力支援交付金は両方とも趣旨的には似通っており、インセンティブ交付金と呼ばれたりするが、保険者の介護保険があまり出ないようにする。要は介護予防や重度化防止の取組に対して様々な取組が点数化されており、それに対して、国のほうで保険者機能強化推進交付金と努力支援交付金を支出するという仕組みになっている。

例えば保険者機能強化推進交付金で言うと、高齢者自立支援や重度化防止に向けた保険の取組に対して支出する。それから、努力支援交付金は介護予防や健康づくり等に関する取組を優

先的にサポートするということで、この2つが一体となって介護保険の給付費ができる限り抑制できるように、被保険者の方が元気で暮らしていけるような取組を強化する。それに対して交付金が支出されるという仕組みになっている。

- 6番（重岡秀子君）結構介護予防なんかも、こういうところでの縛りというか、やらないとお金が入ってこないということで、一つのあめとむちみたいな感じがするが、その辺は大変だなと感じた。

同時に、介護保険料について、令和6年度に上がったので特になかったと思うが、368ページに保険給付支払準備基金繰入金があり、いろいろな一般会計からの繰入れがある。これは介護保険料を抑えるための繰入金ではないかと思うが、それでいいのかということと、これを繰り入れた理由というか、何かその辺があれば教えてほしい。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）保険給付支払準備基金繰入金の性格については、今、委員もおっしゃられたとおり、保険料を変えていくというところがある。介護保険事業計画は基本的に3年間で行っているので、令和5年度が最終年度であった。基本的に給付費は年々上がっていくので、それに対しての保険料もどんどん必要になっていくが、この3年間で均衡を取ることによって基本的な考え方があるので、1年目はちょっと楽、2年目はまあまあ、3年目は足りなくなるというのが大体基本的に繰り返されるサイクルになる。これは3年目であったので、保険料が基本的には3年間で一番足りなくなる年であったので、基金を取り崩して繰り入れて保険料に充当したというものになっている。

- 5番（杉本憲也君）まず、介護保険事業特別会計全般のところ、総括的に今年度、令和5年度は第9次高齢者福祉計画と第8期介護保険事業計画の最終の総括年度で、今年度から次の計画が始まったということになるが、令和5年度に終わった計画の達成状況に鑑みただけで、本市の令和5年度の介護保険事業に対して、どのような評価や課題について最終的に分析しているのか。

また、事項別明細書の375ページ等の介護認定の関係であるが、引き続き市民の方から、主治医の方の意見書がなかなか来なくて、介護認定が早くになかなか出せないという声を聞くが、令和5年度の早期の介護認定の判断に向けた改善策や工夫についても併せて伺いたい。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）まず1点目、介護保険事業の状況と、それに対する介護保険利用計画の総括的な評価、課題等についてであるが、令和5年度の介護保険事業の状況と第8期介護保険事業計画を比較すると、まず、要介護認定者数は推計値より127人少ない5,084人となっており、これは介護予防事業が一定の効果を上げているものと考えられるが、同時に要介護2と要介護3のところについては、推計値を上回る結果となっている。これは団塊の世代の高齢化に伴い、要介護認定者のボリュームゾーンが軽度から中重度に移行している状況

ではないかということがうかがえる。

また、このような介護認定の状況から保険給付費の計画値を下回ったものであるが、特に介護予防サービス費は計画値に対して7.9%下回ったものである。この給付の状況、認定の状況から見られるとおり、中重度化と軽度者の減少が同時に進行しているところであるが、中重度者に対しては複合的な医療介護ニーズがある。実際、介護保険の中でも、医療系サービスとされている訪問看護、訪問リハビリテーションは極端な増加傾向は収まったが、以前に比べると高止まりということで、やはり介護以外に医療的なニーズがあると考えられるので、今後さらなる重度化を防ぐため、引き続き医療と介護、両分野の連携を図っていく必要があると考えている。

同時に、軽度者の減少傾向があると言ったが、団塊の世代の高年齢化が進むにつれて、どうしてもフレイル状態から要支援、要介護へ進む方が増加する可能性は高くなることから、介護予防事業に積極的に取り組むことで着実にフレイル予防に努めていく。つまり重度化の防止、それからフレイル予防の両輪に取り組んでいくことが重要であると分析している。

また、コロナ禍でサービスの利用控えなんていう状況もあった。現在、ケアプランは状態維持、改善のために適切なものとなっているが、これを介護給付適正化の一環として行っているケアプランチェックの際に、コロナ禍を経ての視点も持って取り組むことで、ケアプランの中でもできる限り予防を図っていきたいと思っている。

次に、介護認定の状況についてである。介護認定に時間がかかる要因として、一番大きなものとしては主治医意見書の作成に要する時間となっている。医師に対しては期限を定めた上で依頼し、作成の督促に努めているところである。

また、発病により入院などをした際にまだ状態が安定しておらず、認定調査に適さない段階での申請もあることも介護認定に時間がかかる要因となっていることから、ケアマネジャーや病院の相談員と申請のタイミングについて調整を図るようにしている。介護認定にどうしても時間がかかる場合には、みなしといって、そのときの予想される介護度でサービス利用可能であるということは説明させていただいているので、そういった点で利用者さんもケアマネジャーさんをご相談いただいて、介護認定が下りる前でも必要なサービスを入れていっていただければと対応している。

- 5番（杉本憲也君）まず最初のほうであるが、計画に対して全体はいいが、要介護2、要介護3が上回っていると。要介護3で引っかかるのは、認知症というところがかなり影響があるのではないかなと思うが、その点については、市としてどのように分析して、今後の対策として、いろいろな対策はいただいているが、それに付け加えて説明されることがあればということと、あと医療と介護の連携強化が今後重要になってくるということであるが、そもそも本市と

しても、その点についてどのような具体的な策があるのか、2点伺いたい。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、認知症の状況についてであるが、要介護認定をされた方で認知症状がある程度生じられている方は保険を取っているが、それが今、極端に増えているという状況ではないが、コロナ禍で外出機会が不足したり、交流機会が不足したりということで、こういったものが結構認知症に直結してくるものである。今後、認知症状の悪化の増加は危惧しているところで、市としては、認知症サポーターの養成を以前からやっているところであるが、それに加えて認知症サポーターをさらにステップアップして、できるだけ早めに地域で支援していただくチームオレンジを各圏域でも設置するなど、そういった形で、認知症を発症しても、それをできる限り遅らせる、地域で安心して暮らしていただけるといいう状況を定義してやっているところである。

医療と介護の連携については、1つには、担当職員も医師会との連携を図りながら進めているところであるが、まず連携ということで、顔の見える関係として、何が連携の課題となっているかという共通認識が必要だと思っているので、多職種連携の研修会や連携会議を開いて、課題について関係者で共有して、その中で解決策を検討し、お互いに連携しやすい、連絡を取りやすい関係づくりに努めていきたい。

- 委員長**（篠原峰子君）10分間ほど休憩する。

午前11時 5分休憩

午前11時13分再開

- 委員長**（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

- 5番**（杉本憲也君）先ほどの答弁の中で、認知症対応でチームオレンジでやるということであるが、その中で、予算説明の際に、決算書の385ページ、認知症予防型農的活動事業委託料というものが新規に計上されて、これもかなり力を入れて認知症予防として、本市として肝煎りで新しい事業として始めたと記憶しているが、この事業の今回の実績や、それから生まれた課題を踏まえた中での今後の展望に関して伺いたい。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）認知症予防型農的活動事業については、団塊の世代の高齢化、それからコロナ禍の影響で、認知症の過程を先ほども申し上げたが、介護保険サービスや医療につながるまでの初期のケア、軽度認知障がいと言われるような状態の方の心のケアが課題となっていることから、この前段階の改善の抑制を図り、認知症への移行を抑制するために令和5年度から開始したものである。

事業内容は、1回当たりの参加者を10人以内として、おおむね週1回、全44回開催で、認知症疾患医療センターで軽度認知障がいと診断された方など、延べ297人に参加いただい

ており、リハビリ専門職等の指導により、畑作業を通した脳の活性化、農作物を育てる達成感による活力の造成、足腰の筋力強化や運動不足解消などによる精神面や認知症状の改善等の効果が見込まれている。また、本事業には認知症サポーターや家族なども参加しているほか、これまで介護予防事業への参加が少ない傾向にあった男性層が参加者の約6割を占めているなど幅広い活動が行われている。

課題としては、市内で現状はこの1か所のみ活動であるので、例えば宇佐美地区の方などが継続的に参加していただくのは大変な面もあり、今後、市内のデイサービス事業所などでこういった農作物を交えた活動を広げていっていただくことで、この事業で効果があったという形で、身近で参加できる環境を整えていければと考えている。また、受託法人が保育園や障害事業所なども運営しているので、そういった面も生かして、多世代交流の場としても活用することで、そういった刺激で認知症の抑制にさらに効果的な場としていきたいと今後の傾向としては考えている。

○5番（杉本憲也君）非常に効果があったとの自己分析の中で、1点気になるのが、物価高騰で原材料費等がかなり上がっている。農薬とか肥料、飼料等もかなり上がっている中で、当初予定していた人数を上回った参加だったのか、見込みに対しての実績がどうだったかということと、あとは委託費の今後の展望の中で、適正な金額だったのか、もう少し上げる必要があるのか、その辺りはどういう判断か。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）まず、参加者の委託料に対する状況は、基本的に1回当たりの参加者を10人以内としているので、あと雨などがあったときの実施も難しいという点では、当初の予想を大きく上回った実施にはならなかったところである。

あと、今後の費用等に関する委託料の検討は、そこは運営法人と協議しながら、必要な額については精査して予算に計上していきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）福祉、介護の部分は、かなり多くの方のボランティアや報酬減等の部分も多くなってきているところなので、適正な金額を市としてしっかりと事業に対して出していたできるように注視をしていただきたい。

続いて、市政報告書302ページにサービス受給者の状況が書いてあるが、施設介護の部分では、昨年度よりも多い利用者数があったことで、コロナ禍も経た影響もあると思うが、この点について、各介護施設の定員の充足状況、結構満杯な施設もあるとも聞いているが、そういったところについては市として概要をどのように把握しているのかを伺いたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険施設の稼働率については、令和5年度末時点で、これは全施設の状況になるが、特別養護老人ホームが89.7%、介護老人保健施設、老健が87.8%となっている。ただ、今委員がおっしゃったとおり、施設によって、もう100に近

いところ、もうちょっと下回るところがあり、あくまでも全体の平均というところにはなる。

その上で、コロナ禍前と比べると稼働率は微減の状況であるが、これは令和5年度に新型コロナが5類に移行したところではあるが、やはり年度中にインフルエンザ等の感染症が結構流行したところもあるので、そういったところの影響は、どうしてもコロナ禍前、こういった感染症がはやる前と比べるとあると考えている。

○5番（杉本憲也君）民間の事業者もやっているところがあるので、行政がどこまでやれるかというところもある。今課長が言ったように、施設によっても100%を超えている人気のところもあれば、空いているところもあるが、市として、施設間で差がある中で、人気の入りたくても入れない人が多くいるところについての取組で工夫している点を把握しているとか、今後の各事業者の運営に関して参考になるような取組状況は何か把握しているか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）取組の点というより、施設間で差が出るのは、ユニット型であるとか、多床室であるといった、費用面に直結してくる面は大きいと思っている。それ以外にも、施設の職員の状況、特に感染症がはやると職員にも出てしまう。そういった中で、受入れが可能でも受入れができない状況も感染症の流行では出てくるので、どちらかというところらの影響が今は出ていると分析している。

○5番（杉本憲也君）分析状況は分かったが、施設によって取組になかなか差があったり、どうしても働き方の部分でも大きな差が出て、そういったところが利用者数にも直結することもあると思うので、そういったところは、必要な法令遵守の状況とか、サポートというところはやはり市の協力が必要になってくると思うので、ぜひとも注視をしていていただきたい。

最後に、重岡委員からもさっきあったが、収入未済額で、市政報告書の303ページにもあるが、金額では出ていて、普通徴収の方でなかなかということであるが、人数としてもし分かれば、人数ベースでどれぐらいかを伺いたいのと、あと、この徴収作業は、高齢者福祉課の職員が専門的に、現状、担当しているのか、その辺りはいかがか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）まず、対応の人数については出していないが、ただ、不納欠損に至った状況、つまり、令和5年度でいくと令和3年のときの主な分になるが、これが実人数で言うと291人、あと、対応に当たっている職員は、正職員が2人、会計年度任用職員が1人が主に専門的に当たっており、こちらが賦課、それから徴収として、臨戸訪問等を担当している。

○5番（杉本憲也君）291人という数字で、かなり多い数字の中では、3人の職員で対応しているが、高齢者福祉課は、これだけに限らず本当に多くの事業を今やっている中で、職員の皆さんだけの対応でいいかというところがあり、これは全庁的な話で確認をしたいが、御殿場市では昨年、特別債権対策課という、水道とか他の税金等も含めて、全ての滞納債権に関して債

権の回収部門を専門に設置して、そこで整理してやって、原課の皆さんの負担軽減をかなり図られて、回収にも結びついているケースがあるが、全庁的に限られた人員を最大限市民の皆さんの市民サービスに当てるという観点で、令和５年度中にこういった滞納の部分について、総合的な部署で一元的に管理していくという話はなかったのか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）こういった債権回収の総合的な部署をつくるという具体的な話については、特に行っていない。ただ、関係する部署との連絡、連携等は常に取り、可能な範囲でできる限り情報共有等もしながら、よりよい取組などの情報を得て対応しているところである。

○**６番**（重岡秀子君）市政報告書のほうで、第２款、制度上の問題としては１点だけ。２８９ページからの保険給付費であるが、今までの説明のように、コロナもあったので令和元年度の市政報告書と比べて、居宅介護、デイサービスの事業費も増えているが、２９０ページで気になるのは、表の下から２番目の特定入所者介護サービス事業は、低所得の要介護者が介護施設の利用などが困難にならないように補足給付するが、この辺が令和元年度と比べると、少し減っている。これは低所得者があまり利用しなかったのか、制度上でこの辺で何か変化があったのか、全体としては増えているので、その辺だけをお聞きしたいと思う。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）特定入所者介護サービス費、これは例えば令和元年度から令和５年度の決算を比べてというところであるが、これはその間の令和３年８月利用分からまさに制度改正があった。対象者の預貯金の要件が見直しになり、さらに段階も今までで区分されるようになったというところと、あと、食費の負担限度額が見直しになったところで、全体的に言うと、預貯金の要件が言ってしまうと厳しくなったというところで、利用が以前よりは減った、補足給付の額も連動したというところが減の要因になっている。

○**６番**（重岡秀子君）分かった。低所得者の所得に対して厳しい基準になったのか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）所得というか、預貯金のところ、要は資産的なところを言ってしまうとより厳しく見るようになったところである。

○**６番**（重岡秀子君）分かった。年金とかその時々収入ではなく、資産も考慮して、資産があれば受けられないということである。介護保険のほうは、私たち団塊の世代、２０２５年問題で、介護保険を厳しくしているところはあるが、先ほどは介護予防のことなどで、国が保険者の努力支援交付金等を出して、できるだけ地域で住民のボランティアなどにも協力してもらって、介護保険制度を抑えるような方法もあると思うが、２９８ページの下から２番目の生活支援体制整備事業というので、これも私は大分前から時々質問しているが、これは生活支援コーディネーターを各地域に配置して、生活支援サポーター、近所の方のボランティア、サポーターを養成して、そして介護保険ではできないような簡単な庭の草取りとか買物、近所の手助け

の延長で、こういうものを国は広めたいというか、かなり前から本市もコーディネーターを養成してやっている。

私が思うには、ボランティアでやるのであれば、交通費が近くでないと、交通費がかかったら、遠くからサポーターが来るのも無理なので、全地域、全圏域にサポーターがいないと、こういう事業は成り立たないのではないかと考えて見ていたが、マッチングの実績として、無償で524件、有償で276件というが、生活サポーターが今どれくらい養成されていて、無償利用というのはどのような内容で、サポーターには報酬みたいのは払われないのかどうか、無償というのは、サービスを受けた人は無償で済むということだと思うが、その辺の説明をお願いしたい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、生活支援サポーターの養成の状況は、令和5年度末の登録者数は285人になっている。多少の偏りはあるにしても各圏域におおむねいるので、ある程度は近所の方で活動が可能であると思う。

サポーターへの謝礼は、有償、無償の分けは、大変短時間の例えば電球を変えただけとか、ごみ出しに1回行ったぐらいの時間であれば無償、それから、10分以上、おおむね30分未満かかるときには500円の有償利用、それ以上を超えたら、30分ごとに500円上がるという有償利用になっている。それ以外に、1回の生活支援ごとに1ポイントのポイントを市のほうで付与しており、それが5ポイント分ごとに500円のクオカードを市のほうで、有償、無償にかかわらず進呈している。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。地域の助け合いみたいなので、こういうのが広がるというのはいいことだと思うが、実利用者が55人ということで、なかなかマッチングがうまくいかないと思うが、これ以外にも、私がこの5年間とか、その前の市政報告書等と比べると、299ページにも認知症総合支援事業の説明がずっとあるが、各圏域ごとにチームオレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジによる地域づくりを推進した。これもチームオレンジコーディネーターを市が研修とかで養成して、そして認知症の予防に対しても、各地域でこういう事業を始めているし、それから、例えば295ページの居場所づくりも、参加延べ人数とかがすごく増えていると思う。場所も増えていると思うが、地域の人も巻き込んだ活動がすごく増えていると思う。そういう言い方をするとあれであるが、保険者の努力として評価されるのか、そういう関係があるのか。大事な事業だとは思う。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）地域づくり的なところ、例えば通いの場を広げるとか、生活支援のサポーターを養成するといったことも、当然介護予防への重点的な取組とみなされるので、そういったところも評価されるポイントではある。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。体操教室も、体操のリーダー等を養成するのもなかなか大変

で、養成された人が今度は教えに行くので、指導するというのは、ただボランティアとしても大変だと思うが、そういう事業も物すごく増えていることにびっくりした。その辺の苦勞とか、先ほど杉本委員が言ったように、職員の仕事もこういうところで物すごく大変だと思う。その辺で課題はいかがか。地域でこういう仕事が広がることはとてもいいことだと思うが、その辺の課題はないか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）健康体操リーダーや生活支援サポーターもそうであるが、基本的に高齢者が多いところがあり、そうすると何が起こるかという、今まで体操を教えていたり、サポートをしていた人が、しばらくたつと反対側に回る。つまり、何が必要になってくるかという、新陳代謝というか、新しい世代をどんどん育てていかなければならない。ある意味自転車操業になるが、そういったところに常に取り組んでいかなければならない。ここが、こういった地域づくりの取組が形骸化しないように、常が続いていけるところが一番のポイントだと思っている。

○**6 番**（重岡秀子君）指導していく、引っ張っていくのは地域包括なのか、それとも職員も大変なのか。こういうのは予算とか報告書とか、事務的なこともある。仕事が物すごく広がっている、大変さみたいなものはないのか、その辺は課題としてお聞きしたい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）例えば健康体操リーダーや生活支援サポーターに取り組んでくれる方の掘り起こしや養成は、もちろん市職員だけではなくて、地域包括支援センター、あるいは通いの場などでの人脈等も利用しながら取り組んでいる。やはり活動量がかなり増えているので、事務的なところはどうしても作業面でも増えているので、その辺で、できる限り事務のほうでの効率化を図っていきたいと思い、そこは課内でも常々打合せ等をしている。

○**6 番**（重岡秀子君）先ほどの事務的なことでも杉本委員が言ったが、職員もできれば増やしていただかないと大変であると申し添えて、質問を終わる。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**6 番**（重岡秀子君）認定するかどうか私は昨日から迷っていたが、国の制度としては、介護保険料、例えば利用料が1割から2割になる人がいたり、今後もっと2割になる人が増えていくとか、場合によっては、現役並みで働いている方は3割、利用料が増えていってしまう問題もある中で、迷ったが認定したいと思う。ただ、課題としては、2025年に私がちょうど75歳であるが、大きな問題があるのに、その割に国の予算は増えない中で、地域でこういうことを広げることは、一方では有益だと思うが、非常に苦勞も多いと思う。制度的には、先ほども

低所得者への対応で、そういうところが減らされたとか、問題があるので反対したいと思ったが、こういう大変な中で、本市としては、介護予防では身近なところで受けられるよさが広がっていると思って、そういうところで認定したいと思う。

○委員長（篠原峰子君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市認第10号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第3、市認第12号 令和5年度伊東市病院事業会計決算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）まず事業報告書の1ページ、第1、概況の総括事項の中に「病院経営の健全性を保ち」という記述があるが、病院経営の健全性を判断する大本は、診療等から発生する利用料金に関する収支がどうだったかが非常に重要な部分だと思うが、本市の条例でも原則利用料金は本市が定めて、例外として指定管理者が設定する場合もあるが、それであっても市長の承諾が必要ということで、病院の経営が健全か否かを判断するに当たっては、どうしても市の責任で設定された利用料金が病院の経営にとって適切な料金設定になっているかを確認する必要があるし、そうしなければいけないと思う。

そこを踏まえた中で、伊東市民病院の令和5年度の診療報酬等の利用料金に係る収支状況が報告書で上がってきていないが、そこを教えてもらえるか。

○健康推進課長（大川貴生君）伊東市民病院の診療報酬等の利用料金に係る収支状況であるが、市民病院の収支状況は指定管理者の収支に関するところである。そのため、地域医療振興協会では、医療機関ごとの収支状況は原則公表がされておらず、協会全体の収支報告を協会のホームページで公表している状況なので、これまで同様になってしまうが、市からの説明は差し控える。しかし、これまでも市民病院の収支状況を求めるご意見をいただいているので、改めて地域医療振興協会に申入れをするなど、市民病院の収支状況の取扱いについて、いま一度検討したいと思う。

○5番（杉本憲也君）本市のルールがどうだったかにも関わってくることだが、その点はぜひお願いしたい。

利用料金については残念だが今年度は出てこない中で、出てきている情報から確認したいのだが、事業報告書4ページの行政官庁許認可事項について伺う。令和5年6月22日に熱海税務署に消費税の簡易課税制度選択の届出をしている。これは伊東市民病院はみなしで支払う簡易課税の選択をしているということだと思う。通常課税ではなく簡易課税を選択したのはなぜか。具体的に通常課税と簡易課税でどの程度の節税が図られるために簡易課税を選択したのか。また、選択の判断に当たって、前提として税理士とか税務の専門家に相談したのか。もっと遡れば、市民病院には顧問税理士がいるのか。

○健康推進課長（大川貴生君）消費税の簡易課税制度の届出については、まず病院事業については平成25年度から免税事業者になっていた。今回、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が昨年10月から導入されたので、それに対応できる状況にするため課税事業者に変更する必要があり、令和5年6月22日に消費税の簡易課税制度選択届出書を所管である熱海税務署に提出した。

この簡易課税を選択した理由としては、届出の提出の際に、まず令和4年度の決算データを使用して消費税の合計額を試算した。一般課税で試算した場合は48万4,900円、簡易課税では7万1,200円という結果が出て、41万3,700円の差が生じたということで、今回、簡易課税を選択したという経緯である。

さらに、インボイス制度を機に免税事業者からインボイスの発行事業者である課税事業者になった場合、これは病院事業が該当するが、その場合には売上げにかかる消費税額から売上税額の8割を差し引いて計算することができる2割特例の適用を受けることができたので、今回、令和5年度の決算においては、その2割特例を適用して消費税額が3,400円という形になっている。なお、この2割特例は令和8年度まで適用できることとなっている。このような経緯で、今回、消費税額の算出に至っているので、税務の専門家への相談等は行っていないが、熱海税務署への手続に関する相談とかインボイス制度に関する資料を確認する中で、会計システムを使用してそれぞれの算出方法で試算して比較検討した上で決定をした。

最後に、市民病院に顧問税理士がいるかに関しては確認できていない。市民病院のほうの管轄になるかと思うが、そこについてはお答えできない状況である。

○5番（杉本憲也君）今、計算した上でということになるが、これで決定ではなくて、逐一、一番いい方法で選択していったほしい。

あと、今、市民病院自体のほうは顧問税理士がいるか分からないということだが、本市の簡易課税制度で対象になるのは今回上がってきている決算に対しての部分で、利用料金そのものについては、病院は地域医療振興協会のほうで納税手続をするという認識でよいのか。

○健康推進課長（大川貴生君）今回は市のほうの病院事業会計の決算に基づく手続なので、あく

までも対象になるのは、今お示した令和5年度決算の病院事業会計の部分である。

○5番（杉本憲也君）承知した。

次に、令和5年9月14日に施設基準等に係る改善報告書というのが上がっている。改善報告書ということは、何か改善すべきことがあったのであろうと推測されるが、こちらの提出の経緯とか改善の原因についてお伺いする。

○健康推進課長（大川貴生君）施設基準等に係る改善報告書を提出した経緯であるが、令和5年7月11日に、施設基準届出要件を満たしているかを確認するための東海北陸厚生局による定期的な実地検査が行われた。この実地検査の結果、医師の異動届を速やかに提出すること、明細書の無償交付に関する院内の掲示について、自己負担のない方も対象である旨を追記すること。そのほか、入院基本料に関する事項として、医療安全管理指針について、安全管理に関する基本的な考え方などを文書化することなど2点。さらに、入院基本料等加算に関する事項として、医療安全管理部門の医療指針及び医療安全管理者の具体的な業務内容を整理すること3点などの指摘があって、その全ての改善を行った旨の報告をしたものである。

○5番（杉本憲也君）項目としては幾つもあるということで、これは報告書が出ているということとは、全て直っているということで承知した。今後、こういうことがないように願います。

もう1点、令和6年1月23日と3月26日に、骨密度・マンモグラフィー室の構造変更に係る届出がされているが、どういったものか。

○健康推進課長（大川貴生君）骨密度及びマンモグラフィー室は、これまで放射線を扱うそれぞれの機器が同一の部屋内に配置されていて、同時に検査ができずに、どちらかの検査しか行えない状況だったので、より効率的に検査が実施できるように仕切り壁を増設し、それぞれを個別の部屋に分けて機械を設置して、同時に検査ができるようにする改修を行った。この改修に伴う建物の構造変更と使用許可を提出した。

○5番（杉本憲也君）施設改修をしたということだが、この点についての予算の計上はどうなっているのか。負担は病院側か市側か、もし市側であればどこで予算計上したのか伺う。

○健康推進課長（大川貴生君）今回の改修については、特段、増設とか面積等に関係する部分もなく、壁を設置する簡易的な工事だったので、地域医療振興協会で改修を実施した。

○5番（杉本憲也君）承知した。市民病院側が直すのか、市側が直すのかというのは、何か統一的な指針があって、それに基づいて行ったのか、それはその都度協議して決めることになっているのか。

○健康推進課長（大川貴生君）施設等の現状の維持保全に関する部分については、基本的には市民病院で実施する。例えば増改築とか高額医療機器など事業規模が大きくなるような事業に関しては、それぞれ打合せをしながら、連携を取りながら対応していく形を取っている。

○5番（杉本憲也君）そういった形で負担割合が変わっているということだが、市は持ち主なので、病院側で直したものについても、事前であればベストだが、事後的にでも、こういったことをしたと報告を受ける仕組みになっているのか。

○健康推進課長（大川貴生君）簡易なその都度やらなければいけないものについては病院の運用の中で対応しているが、例えば機能が変わっていると、時間を要する場合とか、基本的にそういう改修を実施する際には事前に市のほうに相談をいただいて、どういう形で実施するか、そのときの入院患者への対応はどうか等を確認しながら進めている。

○5番（杉本憲也君）簡易な修繕その他、上げれば切りがないのかもしれないが、病院側からどういうことでどこに手を加えたか、市としてしっかり把握する必要性もあろうかと思うので、何をどういう形でやったのかについては情報共有して、記録に残していただきたい。

次に、6ページ、患者数について伺うが、令和5年度の市民病院の出産件数を伺う。このうち、新生児で急遽ほかの病院へ緊急搬送されたケースがあれば、状況、件数を伺いたい。

また、もう1点、内科の内訳が、消化器内科、循環器内科等が含まれた数になっているので、特に循環器内科の入院とか外来、救急の数を伺う。また、救急搬送された循環器内科と脳神経外科の患者について、順天堂大学病院とかほかの病院へ緊急移送された件数を伺う。

○健康推進課長（大川貴生君）令和5年度の出産件数は20件だった。このうち市内の方が14件、市外の方が6件である。このうち新生児の他院への緊急搬送の状況であるが、こちらには内訳等の資料がないので、改めて確認をしたい。

次に、循環器内科の患者数であるが、令和5年度の内科の患者数としては、入院が3万8,189人、外来が4万2,150人、救急対応が4,706人となっている。このうち循環器内科についてだが、入院は3,933人、外来は6,985人で、救急は内科の内訳等がないのでお答えできない状況である。

なお、ほかの医療機関への移送件数であるが、循環器内科に関する症状と思われる心疾患や血管疾患等に関する搬送は89件、脳神経外科に関しては6件確認されている。

○5番（杉本憲也君）数、内訳について伺え、感謝する。また、出産件数20件ということだが、伊東市民病院のそもそもの受入れ体制として、年間通じて出産を受け入れられるのは、上限20件以上はあると思うが、年間何件ぐらいいは受け入れられるのか、市としてもこれぐらいい受け入れたいという思いがあるのかをお伺いしたい。

○健康推進課長（大川貴生君）令和5年度は20人ということだが、今年度の予約状況を確認したところ、今年度は30人ぐらいいの出産になるだろうという見込みも伺っている。過去へ遡ると、令和2年度は99人、令和元年度は100人程度あるが、出生数全体が下がっていることもあるし、今の体制で年間何人受入れできるかまでは確認していない。平均的に月2人から3

人受入れをしているという現状は伺っている。

○**5番**（杉本憲也君）地域医療にとって、特にこの地域にとって、出産ができる環境が整うかは非常に重要なことだと思う。本市として、年間の出生数が200人弱という状況の中での20件となると、ちょっと少ないかなというところがある。市として、より多くの市民病院での出産を促すような計画がある中で今回の結果だということなのか、それとも民間で産める方はほとんど民間で産んで欲しいということなのか、地域医療そのものの出産に関する部分について、本市の姿勢としてはどういう状況で今回こういう結果になったのか、もう少し詳しく伺いたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）今回の結果については、市民病院を希望した方は受入れをしていくというスタンスの中で受入れをして、実質こういう件数になったと認識している。ただ、出産に関しては、リスク分娩であったり、その妊婦さんの状況等もあるので、市民病院で出産を希望したとしても、あらかじめリスクが分かった場合には医療機関を紹介するという対応も当然考えられると思う。今後については、市内にも民間の出産できる診療所等もあるが、市民病院で出産を希望する方は、基本的には受入れできるような対応は維持していきたい。

○**5番**（杉本憲也君）今、リスクという話があったが、市民病院で出産を希望する方がいても、現状、リスクがちょっとでもあると違う病院を勧められたという話を市民の方から実際に私は伺っている。やはり地域医療を支える病院であれば、多少リスクがある方についても積極的に受入れをして安心して産んでいただく環境づくりが重要かと思う。

本市として、令和5年度に当たって、リスクがある方の出産の受入れはどういう判断で行われていたのか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）その判断は非常に難しい部分があって、実際には医師の判断によるところになると思う。医師が診察をした結果での判断になるので、市として、この部分は市民病院、この部分はほかの病院という画一的な基準はお示しできないと思っている。そこは医師の判断を尊重させていただければと考えている。

○**5番**（杉本憲也君）本市の方針として極力、現状のこともあろうかと思うが、可能であれば、市民病院で産みたいという方がいたら、そこで受け入れられるような仕組みを整えたいというような目指すべき姿が当然あろうかと思うが、その点についてはどうか。やはりリスクがあると、現状を考えると、ほかの病院をすぐ勧めるほうが市民に安全で安心を届けられるのか、そうではなくて、やはり市としては、できるのであれば、本来リスクのある方でも、市民病院でできることなら全部受け入れるという姿勢なのか、その姿勢を伺いたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）市の姿勢としては、基本的に市民病院で出産を希望する方は受け入れる体制を維持したいという考え方である。ただ、実際にほかの医療機関を紹介するか否かというのは、その都度、先生の判断になると思うので、状況としてはいろいろあるかと思う。

○**健康福祉部長**（松下義己君）お産に関しては、母体とか赤ちゃんの安全を最優先にしなければいけないので、リスクは先生が判断するが、無理を押して市民病院で受けて何かあったら困るので、例えば順天堂とか、そういう三次救急を持っているところと連携しながら、状態に応じて、より安全に産めるところに搬送するのが当然のことだと思う。できるだけ市民病院で出産できるようにしていただくが、リスクがあるとか少しでも危険がある方は、もちろん安全なところで産んでいただくよう連携を取っている。そういう姿勢である。

○**5 番**（杉本憲也君）そういったこともあるかと思うが、説明の仕方だと思う。産みたい方が、すぐに断られてしまったということではなく、例えば納得できる、安心できるような説明の仕方、病院としても対応をお願いしたい。

次に、事業報告書の 11 ページ、伊東市民病院個別施設計画策定業務委託が委託契約で上がっているが、事業の概要、事業者の選定方法、応募事業者数を伺いたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）個別施設計画策定業務については、伊東市公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づいて、施設の長寿命化を図るための個別施設計画を策定したものである。業者の選定の方法としては、個別施設計画策定に必要な施設の老朽化の状況の把握や建築に係る専門的な知識が必要なので、これらの知識を有する 3 者による見積合わせを行った上で決定した。

○**5 番**（杉本憲也君）状況については確認できた。

公営企業会計決算審査意見書の 4 ページで 1 件確認したい。職員数が載っているが、スタッフそれぞれについて常勤、非常勤、臨時、派遣の方の数、また、医師については各診療科で分かれれば、常勤、非常勤、臨時、派遣の方の数、併せて研修医がどのぐらいいるのか。

そして、職員数で 3 月 31 日時点の数であるが、さきに私も議会で取り上げたが、退職する職員が大量に発生したと聞いている。最終的に 3 月 31 日をもって退職した職員の数を区分ごとに伺う。

○**健康推進課長**（大川貴生君）令和 6 年 3 月 31 日現在の市民病院の職員数であるが、医師については常勤 47 人、非常勤 22 人、計 69 人。薬剤師、臨床検査技師、理学療法士などの医療技術部については常勤 67 人、臨時 1 人、非常勤 5 人の計 73 人。看護師、助産師などの看護部については常勤 160 人、臨時 22 人、派遣 12 人、非常勤 16 人の計 210 人である。事務部は常勤 49 人、臨時 19 人、派遣 5 人、非常勤 7 人の計 80 人。そのほか医療安全管理部門として常勤 2 人、臨時 1 人の計 3 人。合計すると常勤 325 人、臨時 43 人、派遣 17 人、非常勤 50 人、計 435 人である。

また、先ほど説明した医師 69 人の診療科ごとの内訳としては、内科は常勤 10 人、非常勤 8 人の計 18 人、外科は常勤 5 人、非常勤 1 人の計 6 人、整形外科は常勤 3 人、非常勤 2 人の

計 5 人、産婦人科は常勤 2 人、非常勤 3 人の計 5 人、麻酔科は常勤 2 人、非常勤 2 人の計 4 人、病理診断科は非常勤 2 人、総合診療科は常勤 3 人である。このほか小児科、脳神経外科、泌尿器科、眼科はそれぞれ常勤 1 人、非常勤 1 人の計 2 人ずつ、臨床検査科、皮膚科、耳鼻いんこう科、放射線科についてはそれぞれ常勤 1 人ずつとなっている。

研修医は 14 人である。

3 月 31 日で退職した職員数は 24 人と聞いている。内訳は医師 8 人、医療技術部 3 人、看護部 13 人、計 24 人と聞いている。

○委員長（篠原峰子君） 暫時休憩する。

午後 0 時 8 分休憩

午後 0 時 8 分再開

○委員長（篠原峰子君） 休憩前に引き続き、会議を開く。

昼食のため午後 1 時 10 分まで休憩する。

午後 0 時 8 分休憩

午後 1 時 10 分再開

○委員長（篠原峰子君） 休憩前に引き続き、会議を開く。

○5 番（杉本憲也君） 午前中いろいろ答弁をいただいたが、最後に私から 1 点伺う。3 月 31 日、年度末時点で職員数から見て 250 床はなかなか難しいだろうという中で、何病床入院の受入れが可能であったのか。それで、実際は 1 日平均でどの程度だったのか。さらに、監査報告の中には積極的に新しい職員の採用もこの 4 月にやったとのことであったが、現状として何病床受入れ可能な状態の職員体制なのかという点について、最後に伺う。

○健康推進課長（大川貴生君） まず、入院の受入人数であるが、令和 6 年 2 月は 1 日平均患者数が 180.3 人であった。それをある程度維持できる状況でということで 3 月は体制を維持してきたが、実際に令和 6 年 3 月の入院の 1 日平均患者数が 165.7 人ということで、それを下回る人数になったので、幸いそれを超えることがないような状況で年度末を迎えた状況である。

もう 1 点が、3 月 31 日を入れて、4 月 1 日の新規採用等の状況ということであるが、令和 6 年 3 月 31 日と 4 月 1 日時点の職員数を比較して回答する。まず、医師については 6 人増員した。医療技術部については 5 人増、看護部については 8 人増の計 19 人増となっている。常勤、非常勤などの区分けとしては、常勤は 1 人増、臨時が 2 人増、派遣が 12 人増、非常勤が 4 人増となっている。医師の増員の中には、研修医については 1 年目、2 年目という形にな

り、1年目を迎える方は新たに新規採用、2年目を終えてほかの病院へ出る場合は3月31日に退職という形で、医師の退職と今回の採用が、人数が急に多いかと思われるが、ここは研修医なども含まれた人数ということで説明させていただきたい。

○5番（杉本憲也君）4月以降、任意受入れの病床数はどんな形になるか。

○健康推進課長（大川貴生君）4月以降の病院の受入人数であるが、結果的に令和5年度の1日平均入院者数が183.2人となっているので、それを受入れできる対応は取れる形で今体制を整えている。ちなみに、直近では令和6年8月が152人、7月が162.7人、6月が163.5人ということで、いずれも昨年の1日平均の入院者数を下回るような形にはなっているが、それを超えて入院ができないような状況には至っていない状況となっている。

○6番（重岡秀子君）大体、現在の医者のかつと、年度末と4月1日でどう変わったのかがかつた。ただ、指定管理であるということで、こういう状況で職員が、特に医師や看護師が大幅に減ったことについて、本市としてはこういう報告を受けるが、何かそこで改善することとか、年度末に話し合ったりすることはないのか。よく病院と市長とか担当課とかと言っているが、この病院の状況について報告を受けただけなのか、一緒に考えるようなことはあったのか、その辺を聞きたい。

○健康推進課長（大川貴生君）事務的な情報共有のやり取りについては、原則毎月事務方担当者同士で定例会を開きながら、その都度情報共有をしながら、今後の予定であったり、何かしら問題点があるということで、何か課題等がある場合は共有しながら対応していく形を取っている。さらに、年3回の管理運営協議会の中で運営状況等は報告をいただいているので、必要があればその中で議論をしていくという対応で体制を整えているところである。

○6番（重岡秀子君）もう1点だけ、事業報告書の10ページに、事業収益に絡んで説明されたかと思うが、他会計負担金に絡むものとして、議場での議案の説明の中で医療従事者確保対策事業が、実際に医師が増やせず、不要額となって、実際にはそちらへ支出されなかったということでもいいと思うが、その辺の事業が実施されなかったという説明をもう少し詳しく教えてほしい。

○健康推進課長（大川貴生君）質疑のあった交付金については医療従事者確保対策事業交付金ということで、今回の決算では約2,000万円の交付金を支出した。この交付金の内訳としては、看護師等を対象とした奨学金事業へ1,000万円、保育所の運営に対して1,000万円、メニューとしては医療従事者就業支援事業ということで、医師1人に対して採用につながった場合は1人900万円の2人分ということで1,800万円と、3,800万円予算化されていたが、今回、医療従事者就業支援事業の活用がなかったということで未執行という形で1,000万円が残り、奨学金事業と保育所運営の2,000万円が交付金として支出されて

いるという状況である。

○**6番**（重岡秀子君）そうすると、ちょっと今分からなかったが、1人900万円で、本当は2人招聘したいという考えが病院側にはあったのが、募集等いろいろしたけれども、実際にはそのお金を使つての医師の確保はできなかったという認識でいいか。この中に産婦人科とかも考えられるが、その辺のところをもう1回詳しく教えてほしい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）実績としては、令和5年度は利用がなかったが、令和4年度に関しては産婦人科医師2人を確保するという形で活用していただいている。令和5年度に関しては、医師確保については地域医療振興協会としてもいろいろ手を打ったり、各地域を回っていただいたりという形での活動はされていたということであるが、最終的にこの交付金を活用しての実績はなかったという状況である。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**6番**（重岡秀子君）令和5年度の病院事業会計については、私は認定に反対ということで討論する。

令和5年度末から令和6年度にかけての病院の医師や看護師の数などが、この場での質疑で明らかになったが、やはり医師が8人退職して、看護師もなかなか退職した分が加えられないということで、病床を減らさなければならぬような状況に今追い込まれているが、私たちはこういう場でそういうことを質疑すれば分かるが、やはり指定管理ということもあるかもしれないが、現在病院の病床数や医者がどうなっていて、それによって市民にとってどのような不利益があるのかが、なかなか議会として把握できず、では本市はそれに対して何ができるのかというところが、何も手を打てないのか、その辺のことが明確ではないので、このままの病院事業を続けていくと、私が心配するのは、250床の病院というのは経営もそれだけで大変である中に、今病床を減らしているということである。今日お聞きしたことで分かったが、医者が8人減ったが、要するに派遣の医者だと夜間の救急等には参加できないというか、そこに出られない。今一番市民の中で心配になっているのは、明日の朝まで待てない重篤な患者が市民病院へ救急車で運ばれたときに、ほとんど専門医と思われるような医者がいなくて、そこに対する不安や心配がたくさんある。であるから、私たちは指定管理であっても病院事業の状況というのはもっと正確に知らなければいけないと思うし、それに対してどうしていくのかということも、市として真剣な議論が必要ではないかと思う。

そういう点から、令和5年度の病院事業会計認定に対して賛成しないということで討論を終

わる。

○委員長（篠原峰子君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第12号は、認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手多数である。よってさよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第4、市認第5号 令和5年度伊東市一般会計歳入歳出決算歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第2款総務費第1項総務管理費、第18目コミュニティ振興費について質疑を行う。事項別明細書は、120ページ及び121ページになる。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）2点伺う。

市政報告書の91ページである。1点目は、小室コミュニティセンターの調理室の利用者が2年連続でゼロ人ということであったが、こちらは何か物が壊れていて使えないのか、政策的に使用しないようにしているのかという詳細を伺いたい。

もう1点、八幡野コミセンの図書室の利用者数が、令和3年が3,337人、令和4年は5,486人で、今回が6,682人と年々増加している状況にある。その要因は、何か取組等で利用者増の促進を図るようなことをやっているのかという点も含めて、どう分析しているのか伺う。

また、令和5年度の利用実績に鑑みただけで、本市の分館構想も含めた図書館行政において、八幡野コミセンの図書室をはじめとする各コミセンの図書室をどう位置づけ活用していくのか、見通しがあればお伺いする。

○生涯学習課長（山下匡弘君）まず、小室コミセン調理室のことについてである。小室コミセンの調理室は、従来使っている方たちが地域の子供会であるとか、川奈小PTAの方によくご利用いただいていたそうである。令和2年度、川奈小の閉校に伴い子供会あるいはPTAの利用がなくなっていき、それ以外にあまり使われていなかったため、そのまま利用ゼロという傾向が続いている。また、新型コロナウイルスの蔓延もあり、食事を共にすることが制限された中で、調理室を活用した活動がなくなったことも要因の一つと考えている。

八幡野コミセンに関しては、小学校のお迎えの場所としてコミセンが活用され始めており、

お迎えを待つ小学生の図書室利用が増えたこと、また、そこで宿題をする子も増えてきたことが大きな要因と考えている。

また、各コミセンの図書室の活用であるが、現状、先ほど申し上げたようにお迎え待ちの利用であるとか、学習スペースとしての利用など、地域によって利用の傾向が異なるので、例えば図書室を図書館の別館扱いにするとか、現行の図書室として地域の実情に沿った個別の運営にするとか、また、図書室を児童室を補完するような子供の居場所として活用していくかなど、今後多角的な検討が必要と考えている。

○5番（杉本憲也君）小室コミセンの調理室は、物理的に壊れていて使えないというわけではないということで理解した。

八幡野コミセンについても、居場所を含めて様々な角度からの検討が必要であるということであるが、今後そういったことを総合的に検討していくような予定はあるか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）図書館については分館もそうであるが、また別の角度で、本会議でも子供の居場所みたいなこともあったので、その辺は健康福祉部の対応としてまた話をしていく場が必要ではないかと考えている。

○5番（杉本憲也君）分かった。お願いします。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費のうち第1項社会福祉費、第6目国民年金事務費、第7目国民健康保険費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は138ページからになる。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）要約しながら質疑を行う。

まず、市政報告書113ページに手話通訳者と要約筆記者の方々についての実績が載っているが、昨年と同数という中で、把握している範囲でいいが、この方々の世代構成はどのようなものか。

また、将来を見据えた中では、やはりこういった方々の存在は重要であるので、どう養成していくかもかなり重要になってくると思う。令和5年度の実績も踏まえた中で、市としてどのように養成を行っていくのか。この2点を伺う。

○社会福祉課長（石川秀大君）お答えする。

まず、手話通訳者の世代構成は、全て50歳以上で10人いる。要約筆記者も全て50代以上で6人いる。

養成についてであるが、手話については手話通訳者養成講座実施のほか、親子手話教室、小・中学校での授業を行い、手話の普及に努めているところである。要約筆記については、現

状市として養成に向けた事業は実施していないが、要約筆記サークルを通じ、耳マークの普及を行ってきた。今後も要約筆記サークルを通じて普及に努めていきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）ぜひ取組の推進をお願いしたい。

同じく114ページ、自立支援給付事業が各種記載されているが、全体として知的の方や精神の方の利用が増加していると私は分析しているが、令和4年から令和5年にかけて、障がいをお持ちの方の推移に関してはどのような傾向が見られると本市として分析しているのか。また、事業を使っていただかないといけないので、使いたい人が使えるようにするために取り組んだ工夫などがあればお答え願う。

○社会福祉課長（石川秀大君）お答えする。

まず、手帳所持者について、知的障がい、精神障がいの方が増えている傾向にある。身体障がいの方は、恐らく高齢化のため減少している傾向にある。当面、この傾向は継続するものと見ている。

また、事業利用を促すための取組であるが、これまでも取り組んできたが、同様に病院や支持者の相談から事業利用を促していきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）今、知的障がいの方、精神障がいの方が増加しているということであるが、年齢構成的にこういった世代の方が増加傾向にあるという、もう少し詳細な分析をされていたらお願いしたい。

○社会福祉課長（石川秀大君）年代別の詳細な資料は手元にはないが、18歳未満の方も微増程度で増えている傾向が何となく見えるところである。

その他の年代別の集計は手元にはないので、割愛させていただきたい。

○5番（杉本憲也君）後でまたその部分についてはあるが、18歳未満の方も含めて増加傾向にある中では、市のそういった取組事業の充実化が重要になると思うので、お願いしたいということを経験では一言申し添える。

その中の1つとして、119ページにある放課後等デイサービスという部分が、こういった大きいくくりの中では重要な取組ではないかと思うが、利用者数がかなり増加しているところで、なかなか施設によっては使えないというか、ここはいっぱいであると断られるケースがあったことを市民から聞いている。増加の要因についてはどう分析しているかという点と、各施設の定員の充足状況について把握している範囲でお答えいただきたい。

○社会福祉課長（石川秀大君）令和5年度の増加の一因としては、令和5年10月に新規の放課後等デイサービス事業所が開設したことが1つ大きな要因であると考えている。これが開設し、令和5年度中は徐々に利用者が増えていったという状況であり、また、今年度に入りほぼ定員に達している状況である。ただ、空き状況については3か月に1度、各事業所とか関係する団

体が参加するデイサービス連絡会という会議の中で、空き状況等の情報交換を行って把握しているところである。

○5番（杉本憲也君）かなり利用者数が多い中でほぼいっぱいということであるが、市としてできるサポートとして、市が、現状施設の空きがこういった状況であるということが一覧表等で分かるとすごくいいのではないかという中で、令和5年度中の取組も含めて、今後そういった取組をされる予定があればぜひお願いしたいが、いかがか。

○社会福祉課長（石川秀大君）そういった状況把握については、ぜひやりたいところではあるが、日々変わっていくものと考えているので、相談に見えるタイミングで確認するなどに対応していきたいと思っている。

○5番（杉本憲也君）デジタル化推進の一環としても、ぜひお願いしたい。

120ページの成年後見の市長申立事業について、今回実績として1件の申立件数があるが、申立手数料等を考えると1,000円以上はかかるのかなという中で、報告の金額として1,000円となっているが、ここはどういった形になっているのか。

○社会福祉課長（石川秀大君）申立手数料等のうち、特定収入印紙については、前年度市長申立て後に死亡された方がいらっしゃり、その方に使用した特定収入印紙が一部返還されたということがあり、それを5年度に繰り越して使用したものである。なお、こちらの管理については管理簿にて適切な管理を行って、市の監査を受けている状況である。

○5番（杉本憲也君）適正な監査を受けているということであるので、在庫管理は適切にお願いしたい。

もう一つであるが、125ページ、老人クラブの方の数が昨年から5クラブ減っているが、これは増えたり減ったり増減激化なのかどうか。なぜ聞くかということ、フレイルの関係の対策としても、元気な方が地域で活躍される場をつくることは重要かと思うが、減るということは、その場が少なくなり得ることもあるので、どこの地区の老人クラブが減っているのかという点も含めて伺いたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）老人クラブの減については、会員数の減少による単純なクラブ数の減もあるが、令和5年度には湯川と玖須美の2か所でクラブの統合があったことも減少の理由となっている。その統合の分で2か所減、ほかに、地区として大原町と宇佐美の老人クラブが1か所ずつ解散、それから、池の老人クラブは1か所休会という形になっている。

減少の要因については、高齢化の進展で年齢層、嗜好から来るニーズの多様化が進んでいることが大きいのではないかと考えており、そういう点では新たに参加される方も参加しやすいクラブの新陳代謝が必要だと思っているので、老人クラブ連合会のほうでも、こういった会員の獲得とか、新規クラブ立ち上げの相談とかを受け付ける委員会もつくって、そういったとこ

ろの対策を図っているということであるので、こちらでもそういったニーズをつかんだりというところで助言などしていければと思っている。

○**6 番**（重岡秀子君）市政報告書 110 ページに、医療・福祉人材確保のための新生活応援事業ということで、先ほどの看護師の人材確保とかそういうことにもつながるかと思うが、これは市外から市内の医療・福祉関連事業所に就職していただいた有資格者ということで、ここに補助金申請者数が 87 人と意外に多い数だと思うが、今までの説明の中ではこれが割と限られた事業所、まとまったところに来て働いているというような説明も受けたことがあるが、この 87 名がどういう業種に何人とか、どういう仕事をされているかお知らせ願う。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）この事業は令和 2 年度から始めているが、それで令和 5 年度に、その方々を含めて継続して申請された方の数になっている。事業所ごとの種別については今すぐには拾えないが、今まで令和 5 年度までに 123 名の方が申請している中で、内訳として一番多いのは看護師、その次に理学療法士、その次に医師、その次に保育士の利用が多い。

○**6 番**（重岡秀子君）そうすると、意外と医療に関係する方が多いように思うが、私はこの事業が始まったときに、こういう福祉関係、医療関係の人はどこのまちでも非常に足りなくて必要とされているので、なかなか伊東に来てくれないのではないかと、こんなに来てくれるとは思わなかったが、どうやって募集しているのか。聞いたところによると、市民病院ではないかもしれないが、どこかの職場でまとまって入ったというか、何かこの事業のアピールの仕方があったのではないと思うが、宣伝はホームページ等だけなのか。事業所ごとに、こういうものもあるので転居してきてほしいみたいな、いろいろな事業所が個別に宣伝しているのか、その辺のことを教えてほしい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）チラシを作成しているので、そのチラシについて、各事業所等にも配って活用していただいているという状況と、令和 5 年度で言えば、県の社会福祉協議会が就職説明会などを開いているので、その場にもチラシを配架させていただいたということで、高校生にも配付しているし、もちろん市のホームページにも掲載している。

また、民間のほうであるが、補助金の情報を集めたサイトにも市のこれが掲載されているという情報も入ってきている。それはこちらで把握していたものではないが、ネット上で活用されているケースもある。

○**6 番**（重岡秀子君）もう 1 点、財源であるが、これは最初寄附もあったという説明を 1 度聞いたことがあるが、今のこの事業費は、市独自で出しているものか、その辺について伺う。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）経費は全て福祉基金を原資としている。

○**6 番**（重岡秀子君）その隣のページで、価格高騰重点支援給付金についてである。これは初めて住民税均等割のみの課税世帯に対しても給付したのではないと思うが、この説明を読むと、

最初に住民税非課税世帯に対して3万円及び追加で10万円、先に10万円を渡して、さらに均等割のみの課税世帯に対して10万円を支給したと書いてあるが、延べ数しかないので、均等割世帯はどれぐらいの数なのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）この給付金事業については、まず、年度当初に非課税世帯に対して3万円を支給した。その後、追加があり、同様の世帯に対して7万円、その後に住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円、プラス子供加算について給付金事業を始めている。また、途中でこの均等割10万円については繰越しということで今年度に引き継いでいるが、この後、5年度決算ベースでいくと、住民税均等割のみ課税世帯については380世帯となっている。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。均等割の家庭がこういう給付を受けるのは初めてではないかと思うが、これは申請しなくても、こちらから給付があるとお知らせして、そのほかに家計急変世帯とかが申請、うちも対象になるのではないかというのは申請したと考えていいか。給付の方法である。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）均等割のみ課税世帯については、いわゆるプッシュ型ということでおっしゃっているかと思うが、確認書ベースで給付を実施している。非課税世帯についてはプッシュ型で、特に7万円をやったことがある。均等割のみ課税世帯については、振込先などが分からない状況であるので、通知をして確認書という形で口座情報などをいただいて、振込をしたという状況である。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。

次に135ページ、同じような項目で子育て世帯生活支援特別給付金も昨年支給されたが、支給対象児童が1,606人となっているが、これは何か基準はあったのか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）子育て世帯生活支援特別給付金給付事業については、まず、1つの基準として、ひとり親とその他世帯ということで基準になっている。その中でひとり親世帯については、児童扶養手当を受給している方と、今は受給していないが家計急変によって児童扶養手当の受給者程度の収入しかなかったというような方にも支給している。あと、その他世帯というのは非課税世帯に支給している。それにプラスして、それらと同様に、今は非課税ではないけれども、その期間中に非課税世帯並みの収入しかなかったというような家計急変者にも支給しているというようなものになっている。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。

今の子育て世帯生活支援特別給付金の1ページ前の134ページに放課後児童健全育成事業、通称学童保育のことであると思うが、この間、一般質問でも南小学校がずっと以前から南小の学童保育はかなり定員いっぱいに入所できなくて、クラブに入れなくて、元は東小学校である

が、そこにタクシーなどで送ってきたということを大分前に聞いた。現在、令和5年度においても南小の学童保育が定員いっぱい、今は伊東小になっているが、伊東小に一部を送迎していた、そういうことはあったのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）お答えする。一般質問でもあったとおり、南小からの学童の申込みが、あくまで6年度になるので決算とはずれるが、6年度の申込みで言うと、南小の児童から申込みが135人あり、このうち20人が伊東小の学童クラブへの申込みがあった。差し引いて南小の申込みが115人、この20人は希望によって南小から伊東小の送迎を利用している。また、オーバーした南小の115人のうち、26人に伊東小のクラブへの変更をお願いした。そうしたところ、1学期までに19人が伊東小のクラブを利用しているところであるので、その19人も送迎の利用をしている。要するに、毎日ではないかもしれないが、伊東小を希望している20人と、変更をお願いした19人の39人が送迎の利用をしているということである。

○**6番**（重岡秀子君）南小の学童保育が定員オーバーしているというのは数年前から問題になって、私も南小の学童保育を2回ぐらい見学させていただいたが、ここは南小学校の建て増しをした部分というか、低学年棟を途中で建て増しして、私もその頃南小で働いていたこともあるが、非常に廊下も狭い。であるから、施設を、学校の余裕教室を借りるということではなかなか難しい問題がずっとあったと思うが、タクシーで39人も移動するというのは、特に担任の先生たちは大変ではないか。今の伊東小学校からスクールバスで帰っていくのと似ているかもしれないが、やはり学年によって下校時間が違うので、タクシーの配備は定期的に頼んで、何時に来るとかいう形でやっているのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）この送迎サービスに関しては学童のサービスになるので、基本的に学年の下校に合わせて南小と伊東小を往復する形になり、それぞれ乗るところと降りるところには学童の職員がついている。今日利用した人と、向こうで降りた人の確認をしている。であるので、そこで学校の先生がそちらに行くような促しとか、そういったところは基本的には学童の職員のほうで対応していると把握している。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。ただ、担任は何時頃タクシーが伊東小学校に向かうのかということは、やはりかなり下校のときに子供たちの指導などで気を遣っていると思う。今の話だと、取りあえず南小学校の学童保育がその子たちをタクシーに乗せるところは責任を持つということで、あとは伊東小学校に来たらそちらの学童の先生が受け入れるということでもいいと思うが、やはり、できることなら大勢の子供がタクシーで移動して学童保育を利用するというのは、どこかで考えなければいけないかなと思うが、今までもうちちょっと余裕教室を貸してもらったとか、あるいは近隣に建設するとか、そういう検討はされたことはあるのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）これもさきの一般質問でお答えしているが、現在２教室で手狭であるので、現在の申込み状況を踏まえ、使用教室の拡充もそうであるが、学校近隣の賃貸物件の活用といったところで、受皿の拡充に向けてあらゆる方策の検討を委託先と一緒に今検討しているところである。

○**６番**（重岡秀子君）やはりこれを、長年このまま、今後の児童数の変化もあると思うので難しいと思うが、ぜひこれを続けなくて済むような方法というか、学校側では余裕教室もあるのではないかと思うが、今、２教室借りていて、その隣の教室も使っていると言われていたというが、机、椅子が入っている状況で、時々は学校のほうが使うということで、非常に日常的な学童の活動としても不十分であるので、この辺はぜひ今後改善を努力していただきたいと思う。

１４１ページで、これは簡単で結構であるが、待機児童解消特別対策事業ということで、これは年度途中で入所してくるゼロ歳児に対して、保育士を当初から配置して待機児童解消を図る事業を行ったということで、これは民間の保育園だけではなくて、その下に保育充実事業として、これも３歳から５歳児の保育実施に対する補助を行ったということで、これも人的補助なのかと思うが、待機児童解消と保育充実と何か違うところがあるのか、どういう支援なのか、もう少し詳しく教えてほしい。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）お答えする。こちらは共に県の補助であり、実際は隣の１４０ページを御覧いただくと下の欄に多様な保育推進事業という事業があり、こちらが１歳児及び２歳児が先頭にあるかと思う。そして、右側の今委員から質疑のあった保育充実事業がゼロ歳児及び３から５歳児ということで、実際保育園の運営がゼロ歳から１、２歳、そして３、４、５歳、この中で、今保育園に通っている子たちの人数に応じた補助をしているというのがこの２つの事業である。それと別途、一番先頭の待機児童解消特別対策事業というのは、ご質疑にもあったとおり、ゼロ歳児を途中から入れたような場合について、入れた人数に応じた補助をする形になる。共に県の人数に合わせた補助金の制度になるので、人的な補助というよりは、どちらかという認証児童に対する定額を伴った、月数に応じた補助金を支給しているという形になると思う。

○**６番**（重岡秀子君）分かった。必ずしも人件費というか、保育費を増やしておくという感じではないが、この待機児童解消特別対策事業は保育士を余分に配置しておいたということで、ここは人的支援配置でよいのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）こちらの説明にあるとおり、年度の途中からの入所に対応できるといった事実、そういったことが可能だったということをもって対象にしているので、人的体制を要件としているという意味からすると、委員からのご指摘のとおりだと思う。

○**５番**（杉本憲也君）市政報告書１３３ページ、ファミリー・サポート・センター事業は、これ

までも議会を通じていろいろな課題があって、自立化を図っていくという取組をやっていただいているところかと思うが、令和５年度を見たときに、当初の利用見込みに対する事業の実施結果に関して、市として、どのように評価して、その評価に対する自己評価で明らかになった課題に対する解決策としてどのようにお考えか伺いたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）ファミリー・サポート・センターについては、令和５年度の活動実績が前年度と変わらない２２件で、仕事や個人的な用事などの際、子供の送迎や預かりを行う、子育て世代にとっては非常に助かる効果的な事業であったと考えている。年度末１，４２１人の会員があり、その内訳として、頼むほうの依頼会員が３２２人、子供の預かりを行う支援会員が８８人、両方を有している方が１１人という内訳となっており、以前から支援会員が依頼会員に比べて少ない状況かつ、支援会員の高齢化が課題であると考えていた。

現行、支援会員が少ない状況ではあるが、その影響で支援ができない状況ではないため、令和５年度においても新たに５人の支援会員が加わったが、現状のサイクルの中で人材を確保していくことだとか、人材を確保する中で自然とこれに関わってくれる方は子育てを終え、現役を退いた方など、比較的時間に余裕がある方が多くなることは仕方ないと考えているが、ただ、それとは言いつつ世代交代というか、なるべく若い新しい方の支援会員も確保したいと考えている。また、依頼会員を含め、ファミリー・サポート・センター事業を多くの方に知っていただくために、健診だとか各種教室のほかに、子育てイベントにおいても活動の周知を図り、活動を活性化することで新たな人材の確保にもつなげていきたいと考えている。

○**５番**（杉本憲也君）今、ご説明いただいたが、本市では子育て世帯を取り巻くいろいろな支援事業がある中、どうしても一長一短があるという中で、昨年度で事業のブラッシュアップ、限られたものを最大限活用するには、そういった取捨選択をしたりとか検証したりということも重要かと思うが、昨年度、ファミリー・サポート・センターと、そしてまた、ゆうさんが行っているような事業も含めて様々な事業の総合的な検証や、ほかの課と連携した中で、より多くしていくにはどうしたらいいかという会議体や話し合いの場はぜひ設けるべきだと思うが、昨年度、そういったことは検討されたりはなかったのか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）主に就学前の子供に関する支援は私どもの子育て支援課と幼児教育課が担う部分だと思う。特段、公式な団体みたいなものはなかったが、日常的業務を行う中で課の現状であるとか、あとは自分たちが抱える課題であるとか悩みを含めて相談した中で事業を行っているという状態である。

○**５番**（杉本憲也君）連携を図っているとのことであるが、今後、国もこども家庭庁になったり、かなり一元化が進んでいる状況であるので、全体として子供に関する業務、ほかの議員もいろいろ言われているが、一元化を図っていくという方向でぜひとも進んでいただければ

ばということを申し添えたい。

133ページの同じところで子どもの居場所づくり事業で子供食堂、今、非常に有益な事業として市内各所でやられているが、この金額を見ると大分少ないなという正直な感想があり、そこで前提として、この子供食堂に係る事業者の方への支払いの単価がどういう状況かをお伺いするとともに、本市が子供食堂の事業に関する意義や必要性、課題についてどのように分析をしていて、また現状を見る限りでは、市民のボランティア精神に大きく頼る制度設計になっているのではないかなというところで、もう少し出すべきところは出すという観点で、事業の必要性のところを見ると、もっと出してもいいのではないかと思うが、その点についてはいかがか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）子供食堂については、まず単価を先に申し上げると、基本的な部分として、新規の団体については食器や調理器具の中で10万円程度。そのほか、1回の開催につき5,000円程度と基本的には考えている。その他、共通の勉強会もあるが、子供食堂に関して言うと、今の経費が基本的な単価となっている。

そもそも子供食堂の考え方については、子供食堂の支援は平成30年度から始まったが、福祉基金があり、その寄附者から、子供のために使ってほしいとの要望の中で実施した事業となっている。その目的としては、子供の孤食をどうしていくか、地域や大人との関係性の希薄化の解消、また、その側面として子供の貧困対策、あと児童虐待未然防止という側面を持つ取組として、子供食堂を中心に学習支援や遊ぶことができるという仕様になる。現在の社会環境や不足する子供の居場所の一つとしては重要な取組であると考えている。

また、ボランティアに頼る制度設計であるが、これは先ほど申し上げたとおり、平成30年度から実施するに当たり、その当時いろいろ検討したが、学習の支援をする団体はそのときに一、二団体あったが、子供食堂というものはなかった。また、当時、私が調べた限りであるが、子供食堂に支援をする自治体はほとんどなかったように思う。社会福祉協議会だとか、支援するところもあったが、行政が支援するところがあまりなかったと記憶している。

そのような状況の中で、まずは市内に子供食堂をつくらうというところで賛同していただいた社会福祉協議会のほか、ボランティア団体4団体から始まった記憶がある。その支援内容としては、何回も言うようであるが、まずは子供食堂をつくるのが目的で、やってもらおうというところが1つの大きな目的であったので、なるべく初期導入費については多少手厚く、あと食材費等月々の経費については、その後、なるべく自立していただきたいという考えの下、少額に抑えたものになっており、その設立の際には、賛同していただいた団体にもそういったところは伝えているところである。

その趣旨に沿って、各地域へ1か所ずつ設置ができるよう努めているところであるが、新型

コロナに対する考え方も変わってきて、また支援の在り方だとか、あとは子供の居場所の定義も変わってきているので、その辺も考えながら、また改めて検討していきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）ぜひお願いしたい。

分かれば結構であるが、昨年度、1回開催するごとに5,000円の支給という中で、子供食堂でつくられる食べ物は何食分、最大作って提供されたというデータがあれば伺いたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）何食分というところはなかなか難しい、把握してないところがあるが、一応参加人数として、子供の数は10団体、1団体、食事の提供はやってないが、2,954人、あと大人だとかボランティアを含めて総勢4,507人の方が子供食堂に参加していただいているという状態である。

○5番（杉本憲也君）その点についてはもう一度検証していただいた中で、なかなか1回5,000円となると、給食費に関してもかなり補填が入ったりしているところもある中では、ちょっと分野が厳しいのかなというところがあるので、再度ご検討いただいて適切な金額を出していただきたい。

もう一つ、同じページでひとり親家庭支援事業に関して、議場では高等職業訓練促進事業が予算上は入っていたが、令和5年度に利用がなかったので不用額となったとのご説明であった。この事業は私もすごく重要な事業だと思うので、改めて目指すべき事業効果について、本市として、どう考えているか伺うとともに、利用しやすい環境づくりを併せて整備することも重要かと思うので、次年度以降の事業の展望について併せて伺いたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）高等職業訓練促進については、ひとり親家庭の父または母が大学や専門学校等で看護師や保育士、調理師などの資格取得を目指して就業する期間の生活費を支給する制度である。資格を取得することによって就職の際に有利となり安定した生活を送ることができ、ひとり親家庭の自立支援に効果的な事業であると考えている。令和5年度が未執行となった理由については、対象者に案内通知等、周知に努めているところではあるが、令和5年度は利用申請がなかったということで未執行となった。

その要因としては、本事業の利用で金銭的な支援はあるものの、今までひとり親という中で家事、育児、あと就労に学業を加えるということについては、家族であるとか、そういう協力者がいないとなかなか利用に踏み出せない現状もあると考えている。しかしながら、今までも看護師や保育士資格に令和元年度は5人、2年度は3人、3年度は2人、5年度は1人利用され、本年度も1人利用されているが、資格取得後は医療機関や市の職員に採用されるという実績もあり、ひとり親家庭の自立支援に効果的な事業であるので、本事業の周知を行いながら利用促進に努めていきたいと考えている。その中で、ひとり親家庭の支援に関してはファミリ

ー・サポート・センターの利用料の助成もあるので、そういうものを活用していただいた中でぜひこの制度を利用していただければと思う。

○委員長（篠原峰子君）暫時休憩する。

午後 2時10分休憩

午後 2時10分休憩

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

10分間ほど休憩する。

午後 2時10分休憩

午後 2時21分再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○5番（杉本憲也君）引き続きお願いします。市政報告書136ページ、保育園の一時預かり事業に関して、まとめてここで伺うが、各園で実施するに当たって、担当の職員は何人だったのか。また、この一時預かりの要件がいろいろあり、その中の緊急保育に関して伺うが、緊急保育の要件の中で緊急性が必要であるというところの緊急性について、なかなか現場でうまくこれが緊急に当たらないのではないかとということで市民の方と食い違いがあったりというケースを聞いている。具体的なケースでいうと、例えば兄弟で急な発熱とかがあったり、病院に行かなければいけないケースで使おうと思ったが、緊急保育として使えないという答えがあったりということで、一体、緊急性に該当する例は具体的に何かということと、それと現場でちゃんと目ざろいがされているかということについて伺う。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）まず、公立で行っている一時預かり事業、玖須美保育園の一時預かり事業については、令和5年度は保育士が2人と補助員1人の3人体制で行っていたが、令和6年度現在、保育士1人、補助員1人の2人体制となっている。民間でいうと、八幡野保育園が保育士2人の体制で、荻保育園では保育士1人の体制となっている。

もう1点の質疑である緊急保育の要件であるが、一時預かり事業の内容は大きく3つあり、就労支援保育、緊急保育、リフレッシュ保育、この3つのうち、緊急保育については、保護者の傷病、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などと案内しており、議員指摘の兄弟の急な通院、それに伴う看護については緊急保育に該当するので、この緊急保育の要件を満たしていると考えている。ただ、就労支援保育であっても、緊急保育であっても、リフレッシュ保育であっても、利用前に子供同伴での面接、面談をお願いしているとか、一定の申込みのルールもあるので、そこに関しては、現状のルール、そしてまた、利用しやすい方法は何か検討していき

たいと考えている。

○5番（杉本憲也君）ぜひ充実化と目ぞろいをお願いしたい。

そして、利用者数が増えている。令和4年が363人で、令和5年が延べ524人と増えていっている中で、令和6年は保育士数が減ってしまったというところがどうなのかなと思うので、そこは早急な対応をお願いしたいと思うし、また、利用者数が伸びているということに対して、市において事業拡充の必要性というところも十分必要かなと思うが、その点について、どう評価して、一時預かりにおいて市民満足度を向上させる取組というのは、何か今後の展望として予定されていれば伺いたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）あくまで公立の玖須美保育園での事業の市民満足度向上という点について答えると、まず1点は、先ほど申し上げたとおり、今年度と昨年度の職員体制の変更点については、やはり課題としては、保育人材の確保に尽きると言っても過言ではない。実際は母体となる玖須美保育園の保育士確保といったところが大きな課題となっており、その中で保育園の保育士の確保、それと同じ園で行っている一時預かりの保育士確保となるので、その点については、やはり玖須美保育園の保育士確保も大きな課題ではあるが、これとは切り離して、市の事業として、預かり事業に職員を拡充できるよう、引き続き、人材確保と現場職員との対話を進めていき、受け入れられる人数をより増やしていくということが一つ考えていることである。

また、この一時預かり事業については、私自身、利用者へのお願い事が多いという印象を持っており、例えば、現在、保育園で導入しているICTシステム、こういったものを活用した予約のデジタル化、また、申込み方法の簡素化等、もっと利用しやすい事業となるために、次年度に向けて、既に担当と一緒に検討を進めているところである。

○5番（杉本憲也君）ぜひとも充実化というところ、かねてからお願いしているゼロ歳児の一時預かりも含めて早急な対応をお願いしたい。

そして、私からこの部分について最後になるが、145ページで、市立保育園地域子育て支援センター運営事業というのがあり、そこで、きしゃぼっぽの関係であると、昨年が1,591人で、今回は2,564人とかなり大きく利用者数が伸びているという状況であるが、それは何か特別に取組をされたのかどうかということのを伺うとともに、この利用者数の増加を見ると、施設の老朽化とか狭さとか、今後の利用者数増加を見込んだ中で、市民ニーズに応えるため、どのようなサービス向上に向けた対応を考えているのか。また、各支援センターごと、これに限らず、非常に特色ある取組を行っていることがある。湯川であつたら消防署の見学であるとか、電車の工場に行ったりということもあつたりするが、こういった取組を広く周知することによって、より多くの市民の方がいろいろなところの支援センターを利用できるのではな

いかということがあるが、こういった各センターの取組について、例えば特設のホームページをつくって写真など用いて周知するとか、そういった取組などはいかがか。

- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）まず、指摘のきしゃぼっぽの利用者増である。きしゃぼっぽは宇佐美保育園内にある子育て支援センターであるが、コロナウイルス 5 類移行前は 5 組 10 人を上限として、事前に電話予約という運営でやってきたところ、新型コロナウイルスが 5 類に移行したことにより、予約等不要で利用できるという格好になり、ゼロ歳の赤ちゃん連れのママが毎日利用するケースが目立つようになったと聞いている。平日 5 日間、午前に来て、お昼、家に帰って、午後にまた来るとか、お母さん同士が交流したり、相談したりといった形で、平日の 5 日間フルでの利用者が増えたということが令和 5 年度の利用者増の要因として考えられているところである。

また、こういった利用者増に資するための取組として、委員からの質疑だと、施設の改修とか施設を利用しやすいという点の指摘もあったが、現在考えているのは、もっと利用しやすくする、利用者増に応えるということで、きしゃぼっぽに限らず、市のほうでやっている健康福祉センターのすきっぷを併せて、利用時間の拡大に向けて、現在、現場と調整しているところである。コロナも 5 類に移行したことであるし、もっと利用できるような時間を増やすように、現在、2 施設とも調整をしているところである。

最後、各支援センターのイベントや教室などの情報については、市のホームページで毎月発信しており、民間も含めて、どの施設も毎月の教室とかイベントが一堂に情報としては集められているところもある。また、市内の保育園が合同開催しているあかちゃんひろばというのが年に 1 度あるが、そういったイベントでは、各センターの特色ある取組を写真などのパネルで展示して、周知を図っているところも、私もイベントに行っていて見ているので、そういった機会があかちゃんひろば以外にも、いろいろな機会を使えるかどうか、また検討していきたいと考えている。

- 5 番**（杉本憲也君）ぜひお願いしたい。ちなみに、今、調整をされているということではあるが、すきっぷときしゃぼっぽ、両方の利用時間の拡大というのは、答えられる範囲で結構であるが、こういったことを検討されているか。

- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）昼とか昼前とか開始時間等で、今まで消毒にかなり時間を使ってきたというところもあるので、別にそれはやることはやるが、ただ、やり方と受入れ、そういったところを柔軟にしていきながら、開設時間を延ばせないかという検討をしている。

- 6 番**（重岡秀子君）148 ページ、第 6 目子育て支援医療費助成費であるが、本市は 18 歳まで入院も通院も全部無償になっているとしているが、この中で県が負担している部分があるのかどうか。県も全部なったとは言えないと思うので、その辺の区分があつたら教えていただきたい

い。その絡みで、その次のひとり親家庭等医療費助成、そうすると自己負担分というのはどの部分をひとり親の場合はここで補っているのか、その辺、まとめて教えてほしい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）子育て支援医療費助成について、県の負担があるのかという部分であるが、この費用については、年代とか入院とか通院とかによって細かく分かれるところがあるが、2分の1から3分の1、4分の1という県の補助がある。あわせて、ひとり親家庭等医療費助成費についても、同様に2分の1の県の補助があるというところである。自己負担額については、本市はもちろん撤廃しているところであるが、その部分は県の補助金は差し引く。県の補助金は自己負担500円取るようにしなさいとなっているので、その部分を市が基本的には賄っているということになる。

○**6番**（重岡秀子君）県によって違うが、就学前までは県が出しているとか、うちは割と進歩して、最初は県がそこまでだったが、あとは市が単独でやったわけである。その辺が線が引かれているのではないかと思う。例えば高校生、18歳までの入院とか通院は、多分、県はない。だから、本市が独自に出している部分と、この辺は県費負担のどこかに線引きがあるのではないかと聞いて聞いたが、今のひとり親のほうは分かった。もし第6目のほうで、ひとり親家庭の子供が本市の場合は原則18歳までは医療費がかからないというが、自己負担分というのは、市が出している部分はこちらで持ちなさいという理解でいいのか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）県の補助金の線引きというか、県は15歳にするというところであるが、県も何年か後に対象年齢を18歳まで引き上げたので、補助率は異なるところはあがるが、全て補助金の対象というものになっている。

○**6番**（重岡秀子君）そうすると、県が十分でないところ、市が出している部分も、こっちのひとり親の予算で出せるということか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）ひとり親家庭のほうはまた制度が違って、こちらの一律2分の1の補助金、全ての対象年齢が2分の1の補助金なので、市にとっては、子供医療でも使えるが、ひとり親家庭のほうが市の負担としては少なくなるというところもあるので、ひとり親家庭の医療費助成を使って、実績を作った中で県に補助金として申請するというところでやっていた。もう一つ、先ほど伝え忘れたかもしれないが、ひとり親家庭等医療費助成については、償還払いが基本的な考えになり、通常、ひとり親家庭等医療費助成を使う場合には、窓口で3割負担の医療費を支払ってもらった後に、その3割分が後日償還払いとして戻ってくるという手法でやっている。

○**6番**（重岡秀子君）生活保護費について伺う。今日、私は物価高の中で、市民が結構生活が大変だという前提で、そういう扶助費などを中心に質疑させていただいているが、この生活保護の特徴というか、たしか本会議場でのちょっとした説明で、非常に医療扶助費、この150ペ

一ジでも、生活扶助費が6億3,812万7,000円なのに、医療扶助費は10億円ということで、ここが最近非常に増えているのではないかという説明があった。この辺については、多分、高齢化の問題ではないかと思うが、ほかの理由があるのかということと、ちょっと確認したいのは、生活保護の場合、医療扶助費というのは国保とかに入っていないから、一応10割負担で計算していると思うが、その辺について、なぜここが増えているのかということとその計算方法について教えていただきたい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）医療扶助費の増減については、いろいろな要因があると考えられるが、高齢化というのも一つあるかと思う。年度によって結構変動するものであるから、原因については、はっきりとしたものが分かっていない状況ではある。負担割合については、生活保護を受けている方については、仕事をしている方で社会保険の適用になっている方については、3割の社会保険というスタンスで、7割が医療扶助ということで負担している。そのほかの方については、10割医療扶助ということで、負担しているということである。

○**6番**（重岡秀子君）生活保護については、時々、市民の関心が非常に高く問題になるが、かつて生活保護の担当の社会福祉課長から、10年間ぐらい伊東市はずっと生活保護率が県内でトップだったということを伺ったことがあるが、今、本市の生活保護を受けている率というか、世帯数と人員が書かれているので、計算すれば分かるが、県内で比べたり、国と比べたりして、本市の生活保護率は高いのか、どれくらい高いのか、この際、知っておきたいと思うが、いかがか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）本市の生活保護率は、令和4年度末が2.05%になっている。全国平均は1.63%となっている。県内が0.92%である。

○**6番**（重岡秀子君）県内の順位とかは分からないか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）県内では伊東市が一番多い。続いて熱海市、その次に下田市という順位になっている。

○**6番**（重岡秀子君）この辺はいろいろな施策を考える上で、伊東のまちをどう捉えるかというところの一つになると思うが、扶助費の中で、65歳以上で生活保護の世帯というのが伊東は多いのではないか。非常に年金が少なく、例えば国民年金を満額もらっても6万6,000円とか、自宅がなかったら、とてもやっていけないような感じで、一生懸命70歳、80歳まで働くが、年金が少ないために生活保護になってしまう方が非常に多いように思うが、今、高齢者の世帯が1万1,498である。世帯でも人員でもいいので、高齢化率は分かるか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）生活保護の区分として、高齢者世帯というのがあり、高齢者だけで構成された世帯になるが、令和5年度で68.75%、748世帯となっている。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費のうち第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は174ページからになる。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）市政報告書154ページ、不妊等治療費助成金支給事業、こちらもかなり本市としては手厚い事業として展開し肝煎りでやられていると思うが、こちらの実績に関して、本市としてやってみて、どのような評価だったか伺うとともに、ここの事業を充実化させて、しっかり子育ての下支えをしていくというところも重要かと思うので、そうした子育て支援策としての重要性に鑑みただけで、今後の事業の展望についても併せて伺う。

○子育て支援課長（石井弘樹君）不妊治療費等の助成の評価については、令和5年度の実績として、延べ56人、実質人数として35人の方に助成を行っているところである。人数については、年度によりばらつきがあり、令和4年度よりは少なくなっているが、令和5年度よりも子供の誕生を願う方々に対して、その治療費の助成を行うことで、経済的な軽減を図れたとともに、この制度があることで、その思いをかなえるため、治療を受ける背中を押すような一つ大きな理由になっているのではないかと考えている。また、そのうち、17組の方が妊娠届出をしており、少子化対策の取組としても一端を担っているのではないかと考えている。

今後の事業展望については、この助成制度については、国が高額な不妊治療費の負担軽減などのために、令和4年4月から保険適用化をして、その際、併せて国の基金だとか静岡県の助成制度が廃止されたという経過となっている。本来ならば、保険適用によって、市の助成も廃止だとか減額ということだと思うが、本市では、逆に保険適用と同時に、令和4年4月から制度を改正して、1回の上限額を12万円から30万円に、通算の助成額を108万円から150万円に増額したという経過がある。その理由としては、中身を見てみると、全ての治療が保険適用ではないというところと、あと、本市の過去の不妊治療の実績等を見直したところ、保険適用ではない自費診療となる方が一定程度いたということがあり、そのような方にとっては、県の助成が廃止となった分、負担軽減どころか逆に負担増となってしまったというところが考えられたため、本市では、そのような現状を改善するために、助成額を増額したということになっている。そのような対応をしたのは、県内でも本市のみと認識している。このような経過により、実施事業であるので、今後もこのような子供の誕生の希望をかなえるために、先進的な支援も含めて継続して支援するとともに、昨年度から行っているが、県に対して、以前のような助成制度の再実施を継続して要望していきたいと思っている。

○5番（杉本憲也君）実数としては、令和4年から減ったというところではあるが、私はそこを決して悲観的に見る必要はなく、恐らく課長と同じ思いだと思うが、やはり保険適用になった

方々がそちらの利用に移ったというところで、なお、この35名の方は、保険の、国の仕組みではフォローできなかった部分について、本市がしっかりと下支えができています制度だと思うので、市が負担なくこの制度の拡充を図りながらやるために、引き続き、国県への要望は続けていただきたいと思いますし、ぜひともこの制度はやめないでいただきたいと思います。

そして、もう一つ、155ページに行って、ちょっと絞って質疑するが、産後ケア事業のデイサービス事業に関してであるが、令和5年度、初めてホテル型のデイサービス事業を開始されて、私のところにも、非常に市民の方からも好評の声をいただいている。そうした中で、市として、利用者の方からどのような声が届いて、市民ニーズに鑑みた中で、同事業を今後どう発展させていくかという展望を伺いたい。

- 子育て支援課長（石井弘樹君）産後ケアを取り巻くデイサービス事業については、まず、利用者の声については、事業の利用者にアンケートを取っているのですが、そのような声であるが、体が休まったとか、ゆっくり温泉に入れてよかった、リフレッシュできた、専門職の方にアドバイスをもらえてよかったなど多くの好評の声をいただいているところである。本事業の評価については、本事業は新規事業として令和5年に実施したが、多くの方に利用していただいて、当初の見込みを大きく上回って、昨年の12月議会で増額補正を行うなど、利用者のニーズに合った好評の事業だという認識をしている。

また、今後の展望については、先ほど大綱質疑に関連した答弁があったが、妊娠期からゼロ歳児の子供がいる方は、不安とか負担感を抱える方が多いという統計的な実証があるというところの中で、国でも産後ケアの強化が求められているというところである。本市でも、従来の医療機関型に加え、令和4年度にはアウトリーチ型、令和5年度にはホテル利用型を実施しているところとなっている。特にホテル利用型については、実際に実施したところ、他県の自治体とか報道機関から問合せが来るなど、珍しい取組ではあると思っているので、継続して実施していくとともに、市としても、まだまだ改良とか改善点があるかと思うので、さらに魅力を感じてもらえるような事業となるよう検討していきたいと思っている。

- 5番（杉本憲也君）ほかから問合せが来るというのは、先進事例をついに本市が積極的に取り組んでいるということで、本当にいい事業だと思うし、まだ始めて1年であるので、今後、課題等出てくるかと思うが、観光戦略としても、子育てに優しい取組をする宿泊施設のある温泉地ということ、非常に市全体の産業振興にも通ずるような事業かと思うので、ぜひとも全庁を挙げて取組をお願いしたい。

そして、もう一つ、観光戦略とも関係が深いというのがいで湯型デイサービス事業、こちらもちょうど年数をやっているのでも、そろそろ大きな課題とか改善すべき点が出てきているのではないかと思うが、宿泊施設別で申込みや抽選の状況、何か大きな特徴が出てきているかどうか

かがあれば伺いたいとともに、実績とか課題とか、今後、さらに市民サービスを向上させるための観点から、どういう形でブラッシュアップしていくか、その辺について伺いたい。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）いで湯型デイサービス事業については、利用施設別の申込み状況とか抽せん状況については、令和5年度については、赤沢温泉ホテル5回、ホテルジュラクで3回、サザンクロスリゾートで2回、合計10回の事業を実施している。1開催の定員は6人となるので、赤沢温泉ホテルでは37人の申込みがあり、5回開催なので、30人の当せん者があった。ホテルジュラクでは、27人の申込みがあり、3回開催のうち、1回定員割れになったので、17人の当せん者があった。サザンクロスリゾートでは、11人の申込みがあり、2回の開催のうち、1回定員割れがあったので、11人の当せん者、合計75人の申込みで58人の方が当せんし、そのうち、急な子供の状況とか自身の体調不良などで4人の方がキャンセルして、54人の参加という状態になっている。

今後の展望については、令和4年度には23人、令和5年度には17人の方が差し引きすると抽せん漏れという状況にあることから、なるべくこの事業の参加を望まれている方、全ての方が参加できるようにしていきたいと考えているところである。また、令和5年度では、あまりそのような状況は見受けられなかったが、施設別の1回当たりの申込み件数が、令和4年度でいうと、1つの施設は6人の定員に対して12.7人、1つの施設は6.7人、1つの施設は4.5人と施設による偏りが生じており、本年度においても、そのような傾向が見られるため、協力していただける施設と利用者のニーズのある施設との兼ね合いがなかなか難しいところであるが、新たな施設確保を含めて、企画者である旅館組合とニーズに合ったサービス提供の方法について、改めて検討していきたいと考えているところである。

- 5番**（杉本憲也君）施設によってばらつきがというところもあるが、ここが見方によっては、応募が増えていくというところが、その施設にとっても、魅力をさらに市民の方にPRできるチャンスかと思うので、ここは観光部門と連携をしっかりと取っていただいた中で、より充実化を図っていただければと思う。

最後、161ページの骨髄移植ドナー支援事業に関して伺う。全国的にドナーの方の年齢が上がってきて、確保が厳しい状況が続いていく中で、伊東市内の骨髄バンクドナーの現状を伺うとともに、事業効果に関して、ドナーの助成が延べ人数で2人助成することができたという事業効果について、どのように評価しているか伺うとともに、また、骨髄バンクドナーを増やすために行っている取組を今後の展望を含め伺いたい。

- 健康推進課長**（大川貴生君）本市の場合、ドナー登録者数としては、数値的にちょっと古いものになってしまうが、令和3年3月31日現在では107人いると伺っている。骨髄移植ドナー支援事業については、県の補助金を受けながら、ドナーになった方等を対象に、通院や入院

に要した日数に応じて助成するもので、県内でもほとんどの市町で実施していると伺っている。令和５年度の実績としては、先ほど委員おっしゃったとおり、お二人の方に利用いただいていたので、この助成制度がドナーになる方の支援につながったものと考えている。

次に、ドナーを増やす取組についてであるが、この助成事業をさらに周知する必要があると考えているので、ドナー登録のしおりや助成制度に関するチラシを現在でもカウンターに配架している。あと、市のホームページや県のホームページ、あとは骨髄バンクのホームページにおいても、助成制度のある自治体として本市のものを紹介していただくなど、そういう情報連携をしている。また、ドナーに関する問合せについても、丁寧に対応するために、毎年度、県が開催している骨髄ドナー登録に関する研修会、こちらに毎年職員が参加して、骨髄ドナー制度の理解を深めることに努めているという状況である。

今後の骨髄ドナーに関する展望としては、令和６年３月末の静岡県の登録者数の速報値としては、９，１７０人の方が登録していると伺っており、ただ、このうち５０代の方が２４％いるということで、先ほど委員が言われたとおり、５５歳で登録が抹消されてしまうので、今後の少子化による人口減少もあるので、ドナーの登録の確保がより困難な状況になってくると思うので、市としては、引き続き、助成制度の周知をして、今回、お二人は本人に対しての助成の利用だけだったが、この制度の中には、事業所のほうへも１日当たり１万円の助成が受けられるという形で、お勤めされている方々も、事業所への補助金等もあるので、さらにそういう情報を提供しながら、ドナーの登録につながるように努めていきたいと考えている。

○**５番**（杉本憲也君）骨髄バンクドナー登録者数を増やすというところで、この支援事業があるというところが一つ大きなポイントだと思うが、本市でもかなり献血とかを市役所で多くやられている。その献血の採血のときに、一緒に骨髄バンクドナー登録をその組織もやるということもある中で、本市として、そういった場面でも、骨髄移植ドナー支援事業を献血の場でＰＲする、併せて相談会を行うなどという取組もできるかと思うが、市として、そういう形で積極的に前向きに取り組む予定はあるか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）現在のところ、実際にそういう献血の会場で骨髄バンクを登録するのは、静岡骨髄バンクを推進する会とか、ボランティア団体の方々がいるということで、よくそことの連絡を取りながら、本市の登録者数とか、そういう情報共有をさせていただいているので、今後、そういう機会があるようであれば、また情報を共有しながら対応していきたいと考えている。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。

10分間ほど休憩する。

午後 2時58分休憩

午後 3時 9分再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は260ページからになる。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）市政報告書の243ページから244ページにかけて就学援助がある。本市の小・中学校の就学援助は生活保護の1.3倍ぐらいと説明を受けたことがあり、やはり生活が大変な家庭に対する援助だと思うが、計570人と書いてある。570人のほとんどが給食費とか、学用品などをもらっているのではないと思うが、例えば給食費のところは405人と書いてある。この数の違いがあるのはどういうことか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）570人というのは携わっている全員の実数で、例えば入学準備費などは1年生しか関わらないで、修学旅行費は最上学年しか関わらない数字なので、それらを全部合わせると570人が携わったということである。

○6番（重岡秀子君）入学準備金というと、今、小学校にいないけれども幼稚園から入ってくる子も入るし、逆に6年生にも、中学校に行くので支給されるので、そうしたら同じかなと思ったが、承知した。570人の子供がもらっているということによいか。

これをもらっている受給率は、かつては一桁、10%を切っていたと思うが、今は何%ぐらいか。これも私は全国的にはそんなに多くないと思うが、県内では本市の就学援助受給率はかなり多いのではないと思うが、もし統計があったら願います。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）本市は数に対する認定率という形でいつも出しているが、令和5年度は13%である。

○6番（重岡秀子君）県内はどうか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）県内は持ち合わせていない。

○6番（重岡秀子君）承知した。

続いて、同じページの不登校児等対策で教育相談室とある。この不登校については、次のページにも適応指導教室が、247ページにいじめ・不登校対策事業があるが、昨年、一般質問などで不登校を大分取り上げて、ただ、その一般質問の時期が年度途中で、決算だと令和5年度に本市の不登校はどれぐらいの数だったかがはっきりするのではないと思うが、小・中学校別々に分かったら教えてほしい。

○教育指導課長（森田まり君）令和5年度末の不登校児童・生徒数を出現率として今持っている

が、小学校は4.78%、中学校は7.19%であった。

○6番（重岡秀子君）人数は分かるか。これは小学校と中学校で数え方の基準が違うようだが、不登校と見られる理由で1年間で30日以上登校しなかった子ということかどうか。

○教育指導課長（森田まり君）小学生は103人、中学生は91人である。

○6番（重岡秀子君）承知した。中学生は、欠席だけではなくて、午前中は来なくて遅刻してくる子たちも含めるともうちょっと多いのではないかと思うがどうか。

○教育指導課長（森田まり君）数え方については小・中学校で大きな違いはない。こちらは30日以上欠席の人数となっている。

○6番（重岡秀子君）承知した。小学生が103人ということで、小学生が非常に増えているのではないか。この辺の前年度比とか数年間の変化とか、何か昨年度の特徴があったら教えてほしい。

○教育指導課長（森田まり君）令和5年度の特徴は、小学校の1、2年生、低学年の不登校の出現率が非常に高くなっている。これは静岡県全体で同じ傾向で、本市においては、令和4年度の1、2年生の不登校は8名だったが、令和5年度は20名に増加している。さらに特徴的なことは、1年生に関して、令和4年度は1人だったが、令和5年度には11名に増加しており、昨年度は小学校1年生の不登校出現率が非常に高かった。

○6番（重岡秀子君）小学生が令和5年度20人というのは何だったか。

○教育指導課長（森田まり君）1、2年生である。

○6番（重岡秀子君）申し訳ない。そのための適応指導教室ということで、ここにも学校に行けない小学生が16人、なぎさに行っていたとのことである。あとは自宅にいたり、学校に来て別の部屋に行ったりしている。令和6年度は3人の免許を持っている先生が中学校に配置されたが、学校に来た子に対してどのような対応をしていたのか。

○教育指導課長（森田まり君）小学校、中学校共通して言えることは、不登校の児童・生徒は大体朝に遅刻して来るので、その遅刻した生徒を受け入れるところから始まる。お子さんそれぞれによって、教室に行けるお子さん、別室を希望するお子さん、保健室を希望するお子さんといろいろあるので、それぞれに応じてその子の一日の学びの場をどこにするかを、例えばそのとき対応した教頭とか、不登校担当がその場にいたら不登校担当教員などが対応して一日の計画を立てる。担任なども可能な限り日中に関わるようにするが、主には今言ったような職員室にいる校長、教頭、不登校担当などが家庭と連絡を取りながら対応している。中学の場合は、自習ができる生徒も多くいるので、別室で個別に学習する方法がある。

○6番（重岡秀子君）小学校が103人というと、単純に学校の数で割ると1つの学校に10人強いる形になって、小学校にとっても非常に重たい問題だったのではないかと思う。今は決算

なので、今後、いろいろ分析して十分な対応をしていただきたいが、小学校においても、やはり担任に代わって対応して寄り添うことが必要だと思う。

次の教育支援事業を見ると、今、小学校低学年学級支援事業とか、特別支援教育支援事業とか、支援員をたくさん採用していただいている、10年、20年前に比べればすごく支援員が増えたと思うが、なかなか成り手がなくて大変だと思う。今後の課題として、免許を持っている支援員を増やしていく考えはあるか。

○**教育指導課長**（森田まり君）委員から指摘があった別登校の相談員とか、また、授業のできる講師を兼ねたような人材はぜひ検討していきたいが、免許を持った人材の確保は非常に苦しいのが現実である。

○**6番**（重岡秀子君）248ページの育英奨学費だが、これは育英奨学事業ということで、大学生が65人で高校生はゼロということだが、本市としては、返済が必要ではない給付型というのはなかったのか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）今現在、令和5年度、そして令和6年度も高校生は申込みがなく、大学生だけである。給付型ではなくて返済をしていただく形の中で、Uターンで本市に戻ってきた場合には半額免除といった制度に今はなっている。

○**5番**（杉本憲也君）市政報告書246ページ、中学校部活動指導委託事業に関して、これは教員の皆さんの働き方改革による負担軽減が大きな理由だが、では実際どうなったのか、事業成果と今後の展望について伺いたい。

○**教育指導課長**（森田まり君）この部活動指導委託事業については、そもそも生徒が楽しくスポーツや文化芸術活動に親しむことができる持続可能な環境を整える一つの手段として、先行的な事業として部活動単独指導を委託するというので昨年10月から開始している。南中学校において男子バレー部と女子卓球部で実施しているが、本年9月で丸一年経過ということで、昨年度は中体連の引率などはなかったのも、ここで丸一年実施したことによる成果、課題の詳細については精査していきたいと考えている。

現段階で把握している成果としては、教員の勤務の内容の適正化、教材研究とか生徒への対応に当てることができる、それから競技経験のない教員が部活動の顧問になったときの負担の軽減、当然、生徒が専門性の高い指導を受けることができることが考えられる。

また、今後は、学校との調整を図りながら、他校または別競技等における委託を模索しているが、指導員の確保という点については、技術的な指導にとどまらず、学校の教育方針を理解し、生徒指導も熟知している人材を確保したいと考えていることから、この事業を委託できる人材の発掘が課題と考えている。適任者の確保、学校との連絡調整等においてこの事業を継続していくことでより明らかにし、改善していきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）今年9月で丸一年なので、次年度、令和7年度の予算編成のときに、この部分についてはある程度詳細な検証結果が出るのかなということで、私もそれを待ちたいと思うが、現状、教員の免許を持っていないが指導に入っている方は多くいる。その方々は本当に善意で活動してくださっているが、やはりその方々にも生活があるので、子供たちによりよい指導をするという意味でも、しっかりと市が予算を割くべきだと思うので、予算確保をよろしくをお願いしたい。

次に、254ページ、幼稚園管理費に関してだが、各幼稚園の園児数が実数で報告が上がっているが、定員から見ると充足状況はどうだったのか。

なぜこれを聞くかということ、充足状況によっては、今、本市ではやっていないが、満3歳児保育というのがあり、それを幼稚園でやると、3歳の誕生日以降、無償化になる。そうすると、現状、この満3歳児保育がないのでやむなく保育園に通っている子供たちにとっても、これが始まると非常に負担軽減になるし、幼稚園全体の人員確保につながると思うので、その前提の基礎知識として状況をお伺いする。また、物理的に市立幼稚園での満3歳児保育実施が可能だったのかという点も併せて伺う。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）令和5年度の人数状況は、市政報告書255ページにあるとおり、園児数220人で17クラスである。これは決算ということで令和5年度の数字だが、令和6年度では16クラス、園児数171人である。取りあえず今年度の状況で定員の充足状況をお答えする。

伊東市立幼稚園については、文部省令に基づく幼稚園設置基準の下、本市において学級編制基準を定めており、学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とし、3歳児は6人以上18人以下、4、5歳児は10人以上35人以下を1学級の上限と下限にそれぞれ設定している。この基準と園の教室数等に基づいて定めた利用定員であるが、現時点で稼働している公立幼稚園7園合計で446人となっていて、令和6年度の園児数は171人なので、定員充足率は38.34%になっている。クラス数も16クラスで、伊東幼稚園、池幼稚園、吉田幼稚園、荻幼稚園の4園が複式学級編制、残る3園は全て単学級の編制で、3、4、5歳それぞれのクラスとなっている。

委員ご指摘の満3歳児保育だが、公立幼稚園で満3歳児保育を行うことは法制度面でも可能で、このような園児の利用状況を踏まえると、満3歳児保育を始めることで集団の確保をしていくというメリットがあることは認識している。

しかしながら、この満3歳児というのは、一番極端な例で4月1日生まれの子などは、本来であれば学年は4月2日から同学年になるので、次の年の3歳クラスになるところを、満3歳児保育ということになると、実質2歳のお子さんを1年間保育していくことになるので、現場

でのノウハウをどのように構築していくのか。そして一番大事な問題は、クラス編制をもし別にするとなると、新たな保育人材の確保が必要になる。課題も多いものと考えているが、私としては検討するに値する内容と考えている。

- 5番（杉本憲也君）前向きなご答弁、感謝する。満3歳児保育、この部分の保育が教育全体で重要だという話を教育者からも伺っているので、本市として教育を支えるというところで、満3歳児保育をぜひ前向きに検討いただきたい。

259ページ、伊東大田楽公演事業だが、こちらの事業は委託事業で、委託先がたしか振興公社さんだと聞いているが、最終的に事業単体の収支はどうだったのか。具体的に、市から公社にどういう名目で幾ら入っているのかということも踏まえながら伺いたい。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）令和5年度伊東大田楽公演は、東アジア文化都市2023静岡県認証プログラムとして、東アジア文化都市にふさわしい要素を生かして、東アジアのここ、伊東大田楽として昨年9月9日に開催して、ワークショップに130人、公演に460人の方がお見えになった。事業収支については、本市からの振興公社への委託料が490万円、入場料収入27万7,500円、合計517万7,500円が事業としての歳入決算額で、歳出決算額も同額で、出演委託料とか会場使用料に充てられている。

- 5番（杉本憲也君）収支同額になったということだが、これはほかへの繰越金とかはなく、本当に収支均衡になったということでもいいか。

それに伴って、補助金だと、差額が生じたらその分は出ないようにするとかという項目があったりするが、当初の予定どおり満額、市から490万円そのまま入っていて、その辺りはどうか。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）今申し上げたのは振興公社との金額になって、市のほうの歳入でいうと、県のほうから250万円だったと思うが、本市に歳入としては補助金として入っている。

- 5番（杉本憲也君）私が確認したかったのは、お客さんから頂いたお金があるようなので、それに対して市に入ったお金があって、そこで黒字になったりしていないのかということである。今だと収支一致ということだが、黒字にならないように、市から公社に入るほうで当初の予定から減っているのかと、お客さんから頂いたチケット代はもともと差し引いた上で、市から公社さんのところに入るような計算になっているのか、その点について確認したかった。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）入場料収入については市の歳入に入っていない。歳入でいうと、先ほど言った県からの補助金250万円で、本市からだ委託料として490万円が振興公社に支払うべき計算になっている。歳入になるが、245万円が県からの補助金となる。

- 5番（杉本憲也君）そうすると、245万円が県から入ってきて、その490万円引かれた分

は市のお金として後援会のほうに入るということは、収支が一致したということ、この事業として利用料も見越した中で予算を立てられていたと思うが、そうすると、予定していた人数がしっかりと入場料収入としても返ってきているということなので、事業の目指すべき入場者数、参加者数としては予定どおりの人数になったということによろしいか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）入場者数については、見越して市のほうの予算では立てていなくて、あくまでも市のほうとしては、490万円で振興公社にこの事業をやって欲しい、そしてそのやった事業の中で、入場料収入7万7,500円については振興公社の収入となり、本市の収入としては、県からの補助金の245万円であるということで、差引き245万円が市の負担額になる。

○5番（杉本憲也君）では、もともとこのワークショップに30人、大田楽の入場も460人という計算で予算立てがされていたということによいか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）事業として何人のためにこの費用というよりは、この事業をこういう演者さんにやってもらうのでこのくらいかかるという形で支出しているものなので、特に人数見合いで事業費を立てたということではない。

○5番（杉本憲也君）490万円でやってくれということで市から公社に委託があって、そうすると、お客さんからチケット代を取らなくても490万円で本来できるはずかなと思う。ただ、27万円弱お客さんからチケット代を頂いて収支をするのであれば、このチケット代分黒字になる収支決算報告になってもおかしくないのかなと思うが、収支が一致してしまうというのは、何か支出で突発的に予定していたより27万円多く支出が発生したのか、その辺りはいかがか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）入場料収入については、市として歳入するものではなくて、あくまで振興公社がチケットを売っているので、経常収支については、宣伝費等もかかっているもので、そういうのも含めて振興公社のほうで契約上任せていくという形になる。

○5番（杉本憲也君）PR費とかもかかっているかもしれないという話は分かるが、私が聞いているのは、この伊東大田楽公演事業に必要なものについて、収入はどれぐらいだった、それにかかる歳出分はどれぐらいだったというのが、当然委託事業だから上がってくるわけで、そうする中で、委託料の中でやりくりができたというのは当然いいが、プラスしてチケット代収入があるので、その部分について黒字になっていないと、ちょっと違和感があるのではないかとこのところがあるが、それはいいのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）本市から大田楽があつて振興公社さんに490万円、そして入場料収入については振興公社さんの収入という形になる。その事業にかかっているのは主に演者さんの出演委託料で、これは振興公社が私たちの委託料を通じて演者さんに渡す。あとは会場使用料などを見て、実際には、市のほうから見た決算額としては490万円で、振興公社のほ

うも４９０万円受けて、そこで発生した入場料収入２７万７，５００円については振興公社が歳入してと。そして市のほうは、静岡県から２４５万円の補助金があるので、差引き本市としてかかった事業費は２４５万円という決算になる。

○５番（杉本憲也君）聞き方を変えると、市として委託した事業に関しては、当然収支報告書というのは基本的に頂いているのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）その部分は頂いていて、振興公社側から見た収入は、市からの委託料４９０万円、入場料収入が２７万７，５００円の合計５１７万７，５００円という収入の決算で、支出のほうは同じく５１７万７，５００円で、その中には演者さんへの出演委託料とか会場使用料が含まれていて、積み上げると５１７万７，５００円になっている。

○５番（杉本憲也君）今の説明だと、結局、この事業は、４９０万円の委託料だけでやると赤字になってしまったということか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）数字の上では、振興公社が入るとそういう形になるのかなというところである。

○５番（杉本憲也君）市から４９０万円でやってくださいね、結果、五百幾らになっていたとなると、またちょっと別の問題として、それが本当に適正だったのか疑問がある。そもそもの話で、市からの委託事業で、契約上は公社の収入としてということだが、やはり原理原則からいうと、委託ということは主催者は市で、市がやる事業でお客さんからお金を頂く形になると、地方自治法上の利用料になるなり、手数料になるなりという形で、やはり歳入として１回上げていく必要があるかと思う。時間もあるので、今この場で深くやっても手持ちの資料もないと思うので、もう一度しっかり検証していただきたい。ここは委託事業の在り方そのもの、全庁的に関わる部分にもなるので、再度しっかりと検証していただきたいが、いかがか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）市でやると、大体委託料を払って、入場無料というのが多いが、これについては実際にチケット代を頂いている。その中で委託料では、入場料収入を頂いてはいけないのか、それともいいのかという部分を含めて、その辺についてはどのようなところが適切なのかを考えていきたい。

○５番（杉本憲也君）客からお金を頂いていいかどうかというのは、いいと思うが、その場合に、しっかり適切な法令に基づいて処理をお願いしたいということが私の質疑の意図になるので、ぜひともそこは再度検証をお願いしたいと思う。

最後にするが、２６６ページ、新図書館建設事業費に関して１点だけお伺いするが、いろいろ調べると、１回目の入札が不調になった後、実は不足部分を上乘せして、だから予算を増やして当初の計画どおり入札をすることは財政的には難しいことではなかったのではないかとの声や分析結果があるが、本当に不足してしまった部分、足りない部分を上乘せして、当初の計

画で入札を行うということは財政的に難しかったのかという点で、もしそれがメインの理由でないとすれば、財政的には可能であったが、当時の市民の方の声やそういうことを考えると、政治判断として、市民感情が多額の投資をこれ以上許さないというような機運もあったことも加味してスケールダウン、1回取り入れて、1回中断するというような形の判断に踏み切ったのか、その点を再度確認させてもらいたい。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）新図書館の従来計画については、平成29年度に市長が就任してから、地域タウンミーティングや未来ビジョン会議、市民ワークショップ等で多くの方の意見を伺う中、市民の皆さんの思いを形とする事業として進めてきたことなので、入札不調後も従来計画を実現したいという思いは強く持っていたところである。ただ、入札額非公表ということで、当課として把握していないが、市場分析を進める中で、設計価格と実勢価格に乖離があることが分かってきた。

令和5年度内の再入札に向けた議論においては、従来計画のまま、例えば同等品部材に入替えを行ったとしても、予算を37億円以内に収めるのが困難であるということ、また、正確な乖離額もつかめていないというようなところで、当時、資材価格や労務費の高騰も継続していて不足部分の算定が難しく、増額したとしても入札時にそれを上回る実勢価格となっている可能性があったため、令和5年度中の事業執行は難しいと判断して、今年度、令和6年度にリサイズした上で、令和7年度の入札を目指すことにしたところである。

- 5番（杉本憲也君）担当課には最終的な数字があるということであるが、元総務部長が今教育部長でいらっしゃるが、そのところで、金額が幾らかを聞いているわけではなくて、本市の財政状況として、上乘せをしたら、本当に財政上大変厳しい状況になってしまうので見送ったのか、そうではなくて他の理由でやったのか、その点について、分かる範囲でお答えいただければと思う。

- 教育委員会事務局教育部長（浜野義則君）実際にその辺の増額の限度はどういう話は具体的には知っていない。ただ、この事業については、最初に多分福祉文教委員会で示しているのは29億円という金額である。そこから人件費が高騰して、また、地盤改良工事も加わった関係で、37億円という予算額でスタートしたのは皆さんご存じだと思う。約3割増えてスタートしている。そういった中で、委員がおっしゃるように、市民感情や財政的な理由はもちろん検討した部分もあるが、そういったこと以上に、当初の計画から大きく金額が増額されている中で、果たして、こちらの事務方として、これ以上増額をするということについて、慎重に検討していく必要があると判断して、37億円という予算額を維持する中で、どのような図書館ができるのかを、それは可能であるかを検討すべきであるということで、今回、結果として、リサイズによる再設計を行うことにしたと私は思っており、そのようなことの共有をしている。

リサイズするに当たっては、これまでも述べているが、携わっていただいた方々の思いを引き継ぎ、従来のコンセプトも維持する中で、市民の意見、アンケートで聞いて、優先すべき機能や環境を検討して、現在、再設計に臨んでいる。金額がどこまで行くかとか、ここまで増額していいのかについては、詳細なそこまでの検討よりも、先ほども言ったとおり、思いとして、ある程度金額のところでもう1回しっかりと検討すべきであるということで今の状況になっている。

○**5番**（杉本憲也君）どう判断していくかというところであるが、議題外になるので今はもう聞かないが、新図書館として、今スケールダウンしたものについてもかなり金額が当初の予定よりもということもある中では、同じようなことがもう1回繰り返されてしまう可能性もあると思う。私が一番大切にさせていただきたいところは、一番いいものは何かというところを、金額ありきではなくてやっていっていただきたいと思うが、今回の判断を踏まえて、一番いいものを妥協せず造るというところが変わりはないのかどうか、再度お伺いしたいと思う。

○**教育委員会事務局教育部長**（浜野義則君）かなり機能面や蔵書の面や、再整備をするに当たって、これ以上は落とせないというところのぎりぎりの選択をしたし、機能、諸室の統合、いろいろなことに関してかなり市民の意見を聞く中で、その中ではかなりいいものが残っていると思っている。ただ、これ以上金額を下げるということでの面積の減少や機能のダウンというのは難しいと思っているので、予算案については37億円を恐らく少し超えるという推測がされるところであるが、その辺も含めて、最終的にどういう金額になるかを、新年度予算でまた皆さんに審議いただくことになるが、今後、最終的な実施設計に向けてさらに精査をしていきたいと思っている。

○**3番**（大川勝弘君）もう大分いろいろと聞かれたので、全部で3点である。

まず1点目は、事項別で、265ページ、中学校部活動補助金は、10年ぐらい前まで100万円の補助金が500万円になって、かなりありがたいと思っているが、この内訳としてどのようなものに使われているかを確認したいが、例えば5校中学校があり、各部活に分かれて、男女にも分かれるので、10万円ぐらいが例えば1つの部活にあったとしても、月で換算すると9,000円とか、そのような中で楽器とか高額なものを検討できるのかというところもあるが、内訳について教えてもらいたい。

○**教育指導課長**（森田まり君）補助金の内訳については、今ここで手持ちの資料はないが、高額な楽器の購入、遠征費、それから部活動で使う用具等、または特別講師等を招いたときの経費等に使われている。

○**3番**（大川勝弘君）部費等も集めて活動しているので、結構皆お金をかけているので、ぜひ進めていただきたいと思うが、今、手元に資料がないということである。

続いて、277ページ、デリバリー給食事業委託料に関して、これは3年前、市長選挙のときに市長の公約として、幼稚園にも給食をといるところから始まっているのではないかと思っているが、今年度、八幡野幼稚園に給食を運んでみて課題とか、幼児だと給食が自分たちで配れないとか、いろいろ課題はあったと思うが、その課題がどういうものがあったのかと、あれから3年ぐらいたって、本市全体にもし提供する等、これからの段取り、目安があれば教えてもらいたい。

- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）昨年度2学期から、八幡野幼稚園が始めて1年たった。9月からは池幼稚園で同じく始まった。池幼稚園も含めて、運営に関しては専属の配膳スタッフを置き、八幡野小学校と連携をして、給食を作ったものを専用の車で八幡野幼稚園に届け、池幼稚園に届け、届いた給食を子供たち一人一人の皿に全部配膳をして提供する。片づけも基本的には園とスタッフがやるということを考えると、給食自体も学校の献立をベースにしており、アレルギー対応も学校と同様にしているので、運営については今のところ何か問題があるということはない。むしろ、学校と連携を取りながら、人的な体制といったところが整えば、十分同じような形でできると考えている。

ただ、一方で残る5園、もしくは市内全体でどうしていくのかというと、一番は、給食を調理して配送ができるような施設が市内に、学校別に言うと、学校給食も調理場自体が統合されて大分減ってきているところもあるので、これも本会議場での答弁はあったが、学校給食センターをはじめとする各種学校の調理場、ないし、また新たな調理、配送施設等の検討をしていくということで、現時点では具体的な計画は特に持っていない。

- 3番**（大川勝弘君）ぜひこれは全体に広げていただきたいとの願いである。

最後に、269ページの学校管理費の中の光熱水費について聞いたかったが、ここ数年、学校の洋式トイレとか、LED化も進んでいるので一概には言いにくいかもしれないが、エアコンを入れたことによって、1校当たりの電気代がどのくらい変わったのかというのを、これはいろいろ中に入っているの、分かる範囲で教えていただければと思う。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）全部ではなく、光熱水費の中で、今、例えば電気代の話で言うと、統合によって廃校になった学校も、まだ学校開放とかで電気代は支払っているの、その分、日常の部分は減るが、あと学校の規模によるが、100万円台から、多い学校では400万円、500万円の学校がある。あとは、例えば給食で、給食センターから配送されてくるところは水道代とかをあまり使わないので、そんなに水道代はかからないが、自校方式、あるいは共同調理場でやっているところは水道代はすごくかかっている。

エアコンのことは、電気料の中では、例えば伊東小学校の例では、4月は31万円ぐらい、9月が54万円、12月は36万円、2月は48万円というような感じで、それぐら

いの数字になっているが、富戸小学校の例では、4月は7万8,000円、9月は12万円、12月ぐらいは10万円という感じで、学校によってばらつきはあると思うが、多いのは夏の後の9月とか、あとは冬が意外とかかる。あと、エアコンについては、普通教室はガスであるが、伊東小学校とかは都市ガスなのでやや安めであるが、その他の学校はプロパンガスなので、少しガス代も高くつくような状況になっている。

○3番（大川勝弘君）大体という形でいただいた。

先日、伊東小学校でエアコンをつけながら窓を開けていたので、換気対策をしながら、これも仕方ない。ただ、エアコンの温度は19度になっていて、19度でマックスつけながら窓を開ける。これは幾らかかるかと正直疑問に思ったが、子供たちの環境とか安全を考えて仕方ないと思ったのでその辺を聞かせていただいた。ぜひ環境を整えていただければと思う。

○6番（重岡秀子君）報告書のほうで、予算が不明確なところもあるので、250ページから、学校管理事業、学校統合通学支援事業、学校建設費、253ページの中学校の学校施設改修等事業に関わってお聞きしたいが、この前の一般質問などで、学校の中で修繕しなければならないところがいろいろあるのではないかと意見が取り上げられた。私もあのときに南小学校の壁が落ちてしまっているところがあるというので、その後、南小へ行って見たが、残っていた職員の方が、多分ここだと思うが、この辺では子供は遊んでは駄目と、今は時々落ちるのでというような話をしている、私も実は30年ぐらい前に南小にいたが、そのときの職員の方が、体育館の雨漏りもすごいと言っていた。私がいた30年前も、昭和の最後の頃にもう既に学校の雨漏りは、本当に新しくてもする場合がある。そのときにも結構雨漏りが大変であった。

学校統廃合とかLED化、トイレの問題とか、今、教育予算のいろいろなところにお金を使われているので、そういうところになかなか予算が回らないのではないかな。それも大事なことであったと思うが、教育長がそのとき、300か所ぐらい修繕をしなければいけないところがあると答弁をしたが、そういうことはどのように予算化されていくのか、優先順位がつけられていくのか。例えば道路は修繕費があり、急なときに対応できる予算がある。教育費の中ではなかなか難しいが、その辺のことについてはどこで検討をされていくのか。予算をつけるのは難しいと思う。その辺はいかがなのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）修繕と、例えばLEDとかトイレとかの違いというのは実は金額で、100万円以下のものについては修繕という形、100万円以上のものは工事という形で、入札等を含めた対象になってくる。基本的には、LEDとか、トイレは、長い間、タイルの中で環境的にもよくないとか、汚いという中では、それでも10年ぐらいはかけてやってきたと思うが、今後、生産中止の中でLEDが選ばれていくと思う。当然安全に関しての対策は、当初予定にはないところで判断をしていかななくてはならないと思

っている。ただ、金額について、そう簡単に右から左というわけにはいかないもので、そこは議会を含めて相談をさせていただくところかと思っている。

学校には常に要望をいただいております、年間の中でも確実にベストテンみたいな形でいただくのを見ていますと、年に二、三、ベストテンをやれるかやれないかの状況は、実際のところある。そこは予算の関係もあるし、あとは手間と言っては何であるが、工事になると、市役所の技師に頼んでいろいろ設計書等も描いていかなければいけないので、そこが回り切らない部分もある。修繕については、300件を超えるという話をさせていただいたが、正確に言うと339件やっており、小中合わせて4,000万円のお金をかけている。

小学校費の修繕料は、令和5年だけで言うと1,400万円、令和4年度からの繰越しで250万円、中学校は1,370万円の5年度の予算で、令和4年度からの繰越しで180万円、そしてそれとは別に、今年から総務費に移ったが、生活環境向上対策という、学校については760万円ぐらいの費用をかけており、中身をざっと言うと、給食設備等で400万円ぐらい、17件ぐらいある。窓や入り口の戸とかを含めると20件ぐらいで、それが380万円ぐらい、そのほかには、楽器は36件で55万円ぐらいといったような形で修繕しており、常に学校から話があるたびに手は出しているが、それでも、むしろ要望の何分の1ぐらいしかできていないのが実情と思っている。そのような形なので、少しずつでも要望の高いもの、あるいは緊急性を要するものはやっていきたいと思っているが、いろいろな面でやり切れていないところは実際ある。

○**教育長**（高橋雄幸君）学校の教育環境整備は、実際、今話があったとおり年間300以上の工事を教育総務課のほうでやっている。これは教育総務課の職員が現場を必ず見に行き、そしてそこで現場をしっかりと確認して、さらに、子供たちの命に関わることについては最優先でやっていこうということで、教育委員会では共通理解をしながらやってきている。そして、学校要望は、毎年学校要望を聞き、学校職員からの要望を全部順につけていき、さらに教職員組合からも順に聞いて、それを総合して、予算もあるので、子供の命に関わるどうしてもここについては優先的に現場を見ながら、そこはどうなっているかをしっかりと把握しながら的確にやっているつもりである。その中でもやはり予算のこともあるが、子供たちに関わることは、学校、教育委員会が一体となってやっているのです、委員の皆さんにその辺は承知おき願いたいと思う。

○**6番**（重岡秀子君）ほかにいろいろな工事が多いと、こういう細かい工事は追及をしにくいのではないかと考えたので質問した。

もう一つ、学校統合通学支援事業は、3校が統合して、この間、旭小学校の何かの備品を市民に公開して、必要なものは差し上げますということをやったが、本市は、幼稚園もそうだし、

学校も、空いた施設をどうしていくかが、どこかで検討されていかなければならないと思う。市民からも、図書館にどうのだけではなくて、西小学校のようなまちの真ん中にあるものをこれからどうしていくのかとか、旭小学校も交通は不便であるが、まだ使える施設であると思うし、川奈小に関しては、今度は公に家賃も取る利用の方向も出されているが、今後、学校施設、幼稚園等も含めて、施設はどういうところで検討されていくのか。学校統合と同時に無理だと思ったが、その辺は動いていくのか、今後の統合が終わったこれからの課題だと思うが、いかがか。

- 教育長**（高橋雄幸君） これまでも議場でも答弁してきたが、空きの公共施設については、今後、資産経営課と一緒にあって検討していくべきことと思う。庁内の公共施設全てが一体になって、どのように資産を管理していくかがあると思う。川奈小学校は、今プロポーザル、そして第一弾として動き出したし、庁内利用とか別の形で使えるものは、そういうものを優先していくことになると思っている。

ちなみに、旭小学校で譲渡するときに、電気をつけた瞬間にばちっと電気が燃えた。ちょっとあるかと思っても、施設が老朽化している中では、管理で手入れをしなければ、簡単に利用はできないとそのときにやはり感じた。そういった面も含めて、どういった経費が必要かも含めていろいろ考えていく必要があると思っている。

- 6番**（重岡秀子君） 5年度の決算にはそういう管理費はなかったもので、今後、ぜひそういう予算も取ってほしいと思う。

最後になるが、273ページの学校給食管理事業で、先ほど幼稚園の給食、八幡野の学校から運んで、好評であったことと、今後の課題みたいなことが質問されたが、本市としては、令和5年度は普通の給食に戻ってしまったが、令和4年度の7か月間、給食の無償を実施したわけなので、本当は令和5年度にそれも続けて、戻さないでやってほしいと私は思ったし、このところ他の議員からも無償化の話は出ているが、無償化を続けなかったことは、どういうところでどういう議論があったのか。ここは残念であると思うが、その辺はどういう検討がされたのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君） 無償化については、一番考えたコロナ禍では、財源かと思っている。4年度のときには、国の臨時交付金が出たところから実施に至ったが、5年度においてはそこを利用することはできなかったため、無償化が望まれている部分は分かるが、その財源の部分はしっかり考えて進めていきたいと思っている。

- 6番**（重岡秀子君） 分かった。一般質問のときにも給食費の集金についても質疑があったが、先ほどから私はずっと、このまちの結構若い人たちの貧困の問題も大きいことを今回決算の中で考えながら質疑しているが、この間は、学校給食費を銀行引き落としにしている学校と直接

集金している学校とあるということで、7か月の間は給食費の集金事務もなかったもので、学校にとってもよかったのではないかとということと、なかなか見えないかもしれないが、銀行引き落としにすれば楽だという部分で、私も最後の学校でその担当をやったが、引き落としでも、残がなくて引き落とせない家庭が現実にあると思うが、その辺の報告は学校からはないか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）基本的に給食の未納は今のところないと聞いているが、あと引き落としについても、今年からネットバンキングを入れているので、ほとんどできているはずであるが、南小、南中、伊東小が人数の問題で、むしろ金融機関のほうが対応し切れないということであったので、多分今はもうできていると思っている。少なくとも今年度中にはほぼ終わると思っており、その引き落としができなかったときに、早い段階で学校現場のほうで対応していただいているので、その未納がない状態になっていると思っている。

○**6番**（重岡秀子君）現実にはどうかは分からないが、またその辺も現場の声をぜひ聞いていただきたいと思うが、必ず、今、貯金がない家庭が30%ぐらい全国であるということで、給食の引き落としのために通帳を作る。私の場合は農協であったが、引き落とそうとしたときに引き落とせない家庭が各学年に何件もあり、それは督促状を出して、今度は担任が請求するというようなことが結構あったので、給食費の無償というのは、今、学校にとっても、それから、本当に子育て中の方が生活が大変で、物価高の中で大変な思いをしているところで、財政難だとは言いが、その工夫はして、本市としてはやるべき事業だったのではないかとと思うが、分かった。答弁に感謝する。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**6番**（重岡秀子君）私は、一般会計の決算の認定に反対したいと思う。福祉文教委員会の分割なので、今日の決算の審議の中で、この分野では非常に有望な事業も多くて、ここだけというのは考えないが、決算審議というのは本市全体のまちづくりの中で、このまちの課題がどういったところにあり、どういうところに予算を使ってまちづくりをしていかなければならないということが一番大事なところで、そういう部分で福祉文教委員会の中で言うと、今言った生活保護とか、それから就学援助なども非常に多い、ひとり親も多いまちで、ふるさと納税や競輪等のそういう予算の見込みもあったので、学校給食なども、1回やったのであれば、ぜひこれは続けるべきだったのではないか。

伊東市民の状況を考えると、これは重要だったのではないかとということや、これから図書館

のほうに9億円もの基金を積み立てるが、そういうところも優先して、今何にお金を使わなければいけないのかというところで、教育分野でも不登校対策とかを考えていくべきだと思うし、福祉の分野では、市民の暮らしを守る政策もいっぱいあるので、認定しないというのは、この分野だと私は迷うところではあるが、市全体としてこのまちの課題、まちづくりに十分な予算配分がされていないのではないかとということの中で、福祉文教委員会の決算についても認定を反対したいと思う。

○委員長（篠原峰子君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市認第5号歳出中、本委員会所管部分は認定すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）以上をもって日程全部を終了した。

6番、重岡委員は、市認第12号及び市認第5号歳出中の委員会所管部分について少数意見を留保されるか。

○6番（重岡秀子君）する。

○委員長（篠原峰子君）委員会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

○委員長（篠原峰子君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和6年9月17日（火）午後4時20分（会議時間4時間48分）

以上の記録を認める。

令和6年9月17日

委員長 篠原峰子